
◎開会の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、令和5年第4回新ひだか町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、川端君、3番、橋本君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(福島尚人君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から22日までの3日間にいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から22日までの3日間に決定いたしました。

◎議会運営委員の辞任

○議長(福島尚人君) 日程第3、議会運営委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番、下川君が除斥の対象となりますので、退場願います。

〔7番 下川孝志君退場〕

○議長(福島尚人君) 5月11日、7番、下川君から一身上の都合により議会運営委員を辞任したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。本件は、申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、7番、下川君の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔7番 下川孝志君入場〕

○議長(福島尚人君) 暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時32分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員の選任

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、8番、本間君を指名いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎行政報告

○議長(福嶋尚人君) 日程第5、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) おはようございます。お手元の行政報告の資料に基づきまして私のほうから行政報告を申し上げます。

初めに、1ページの上段でございますが、新ひだか町のふるさと応援寄附の実績についてでございます。これは令和4年度の実績でございますが、全国の皆様から記載のとおり、合計欄でございますが、1万1,518件、金額にいたしまして2億385万1,000円の御寄附をいただいたところでございます。ちなみに、下のほうに参考ということで令和3年度の実績と比較した前年度比が書かれてございますが、件数につきましては約5割増、金額につきましては約2割増という結果になっているところでございまして、この御寄附につきましては有効に活用させていただきたいと考えてございます。

続きまして、2の「工事に係る契約の締結について」でございますが、記載のとおり仮契約をしておりました1件の工事につきまして契約を締結いたしております。

続きまして、2ページから3ページにかけてでございます。工事に係ります入札の執行状況であります。記載のとおり17件の工事に係る入札を行ってございます。この詳細につきましては、5ページから10ページのとおりでございます。

続きまして、3ページの下段のほうになります。3ページから4ページにかけて11件の委託業務に係る入札を行ってございます。この詳細につきましても11ページから15ページの資料で詳しく載っておりますので、後ほど目を通していただければと思います。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) これで行政報告は終わりました。

行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

◎報告第1号の報告

○議長(福嶋尚人君) 日程第6、「報告第1号 繰越明許費繰越計算書について」を議題といたし

ます。

提出者からの報告を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤礼二君登壇〕

○総務課長(佐藤礼二君) おはようございます。ただいま上程されました報告第1号について御説明いたします。

報告第1号は、繰越明許費繰越計算書についてでございます。令和4年度の新ひだか町一般会計補正予算(第6号)第2条、同補正予算(第8号)第3条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚おめくりください。今回の繰越明許費繰越計算書は、一般会計のみで8件でございます。1つ目は6款 農林水産業費、1項 農業費で畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業でございます。金額5,792万円に対し、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳ですが、こちらも北海道からの間接補助で、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金が同額となっております。繰越して使用する理由につきましては、国の補正予算による事業で補助金の交付決定が遅く、年度内に事業が完了しないためでございます。

2つ目は、8款 土木費、2項 道路橋りょう費で地方道路整備交付金事業でございます。金額3,943万7,000円に対し、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳ですが、国からの社会資本整備総合交付金が2,366万2,000円と地方債の過疎対策事業債1,576万2,000円、一般財源が1万3,000円でございます。事業内容は、本町海岸線の用地確定測量業務委託、改良舗装工事及び本町本桐線の改良舗装工事でございます。繰越して使用する理由につきましては、国の補正予算に伴う事業量調整により予算措置がされましたが、時期が年度末であったことから、年度内に事業が完了しないためでございます。

3つ目は、5項 住宅費で公営住宅改良事業でございます。金額8,000万円に対し、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳ですが、国からの社会資本整備総合交付金が4,000万円と地方債の公営住宅改良事業債が4,000万円でございます。繰越して使用する理由につきましては、北海道の事業量調整により1年前倒しで静内緑町団地公営住宅A棟の外壁防水工事を実施するものでございますが、予算措置時期が年末であったことから、年度内に事業が完了しないためでございます。

4つ目は、10款 教育費、1項 教育総務費で感染症流行下における学校教育活動体制整備事業でございます。金額720万円に対し、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳ですが、国からの学校保健特別対策事業費補助金が360万円と地方創生臨時交付金の補助裏分が360万円で、合わせて翌年度繰越額と同額でございます。繰越して使用する理由につきましては、新型コロナウイルス感染症対策予算につき予算措置の時期が年度末であったことから、年度内に事業が完了しないためでございます。

5つ目は、2項 小学校費で学校施設改修事業でございます。金額7,000万円に対し、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳ですが、国からの学校施設環境改善交付金が2,333万2,000円と地方債の学校施設改修事業債が4,666万円、一般財源が6万8,000円でございます。事業内容は、高静小学校照明器具改修工事及び高静、静内、三石小学校トイレ改修工事でございますが、繰越して使用する理由につきましては、国の補正予算による事業で国の交付金の交付決定が遅く、

年度内に事業が完了しないためでございます。

6つ目は、3項 中学校費で学校施設改修事業でございます。金額9,300万円に対し、翌年度繰越額も同額でございまして、財源内訳ですが、国からの学校施設環境改善交付金が3,099万9,000円と地方債の学校施設改修事業債が6,190万円、一般財源が10万1,000円でございます。事業内容は、静内第三中学校照明器具改修工事、校舎棟暖房機改修工事及び静内中学校、静内第三中学校トイレ改修工事でございますが、繰越しして使用する理由につきましては、小学校費と同じく、国の補正予算による事業で国の交付金の交付決定が遅く、年度内に事業が完了しないためでございます。

7つ目は、11款 災害復旧費、1項 農林水産業施設災害復旧費で林道災害復旧事業でございます。金額1,870万円に対し、翌年度繰越額も同額でございまして、財源内訳ですが、国からの林業施設災害復旧事業負担金が1,304万8,000円と地方債の林業施設災害復旧事業債が500万円、一般財源が65万2,000円でございます。復旧箇所は林道ウバフ線で、繰り越しして使用する理由につきましては、国の災害査定を踏まえて事業費を精査したところ、事業費に追加が必要となったことから、年度内に事業が完了しないためでございます。

8つ目は、3項 その他公共施設災害復旧費で公園災害復旧事業でございます。金額1億1,900万円に対し、翌年度繰越額も同額でございまして、財源内訳でございますが、国からの公園災害復旧事業負担金が8,589万1,000円と地方債の公園災害復旧事業債が3,310万円、一般財源が9,000円でございます。復旧箇所は静内川右岸及び左岸緑地公園で、繰越しして使用する理由につきましては、国の災害査定を踏まえて事業費を精査したところ、年度内に事業が完了しないためでございます。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長(福嶋尚人君) 本件は報告事項でありますので、以上で報告第1号を終わります。

説明員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時44分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長(福嶋尚人君) 日程第7、一般質問を行います。

なお、13番、建部君、15番、北道君の質問に関連して説明資料が提出されておりますので、御確認ください。

質問通告順序により発言を許します。

登壇の上、一括質問願います。

14番、池田君。

[14番 池田一也君登壇]

○14番(池田一也君) 通告に従い、「廃線後のJR日高線について」質問をさせていただきますが、その前に一般質問における対面方式について発言をさせていただきます。

新ひだか町議会では、一般質問での対面方式を4年前から試行導入として質問者席からのみに

よる方式で行ってまいりました。しかし、町村議会の運営基準や標準町議会会議規則や新ひだか町……

○議長(福嶋尚人君) 池田君。

○14番(池田一也君) 入っている。どこから言いますか。

○議長(福嶋尚人君) もう一回最初……。

○14番(池田一也君) では、通告に従い、「廃線後のJR日高線について」質問させていただきますが、その前に一般質問における対面方式について発言をさせていただきます。

新ひだか町議会では、一般質問での対面方式を4年前から試行期間として質問者席からのみによる方式で行ってまいりました。しかし、町村議会の運営基準や標準町議会会議規則や新ひだか町議会運営基準には1回目は登壇して行くとあり、さらには福嶋議長の進言もあり、議会運営委員会において協議をし、結果試行導入期間を終了し、1回目は登壇し、2回目以降は質問者席から行う、言わば4年前までと同様の方式とすることに至りました。議員の皆様はもとより、町長、教育長など答弁者の皆様やインターネットなどにより御視聴の皆様にも御理解を賜りたいと存じます。特に町長、教育長におかれましては背を向けての質問となりますが、これまでと変わらない丁寧な答弁を何とぞお願いをいたします。

それでは、「廃線後のJR日高線について」質問をさせていただきます。JR日高線は、令和3年3月31日をもって苫小牧からむかわの区間を残し、廃線となりました。私は、昨年9月議会で同様の質問をさせていただきましたが、そのときの答弁を基に現在の状況を質問させていただきます。

そこでまず、廃線となる大きな要因となった「2015年の高波等による被災箇所の復旧状況について」お聞きをいたします。この廃線後の復旧事業では、隣町のことでありますが、特に漁業での影響が我が町にも懸念されていることですので、新冠町大狩部の路盤流出での復旧状況をお聞きいたします。

さらに、町内の被災箇所の復旧状況についてもお聞きをいたします。

次に、「JRからの支援金の活用について」お聞きします。廃線に至る経過で様々な協議が行われ、紆余曲折があったものの、JRからの主にバス運行に係る支援金が決定されました。そこで、バス運行も2年以上経過しておりますので、今後の改善点をどのように認識し、対応されようとしているのかをお聞きいたします。

また、このJRからの支援金には地域振興のためのまちづくり支援分もありますので、我が町における具体的な活用計画があればお答えください。

その中でも特にお聞きをしたいのは、地域内交通の見直しについてです。その整備状況をお聞きいたします。

次に、「設備の撤去について」お聞きします。まず、当初予算にも計上されている静内駅舎の取得や改修などの進捗状況をお聞きします。

次に、レールや踏切などの撤去や整備はどのように行われているのかもお聞きします。

また、静内駅舎以外の駅舎などのその他施設は今後どのようにされようとしているのか、具体的な撤去計画があるのかをお聞きいたします。

最後に、「跡地の利活用について」お聞きをいたします。全国各地では様々な利活用がされている事例がありますが、旧日高線にはいまだに具体的な活用プランができていないと感じておりま

す。そこで、各種団体や個人からのアイデアの公募状況と新ひだか町にはどのような利活用計画があるのかを併せてお聞きをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

[建設課長 野垣尚久君登壇]

○建設課長(野垣尚久君) おはようございます。池田議員からの御質問の大きな項目の1点目、「2015年の高波などによる被災箇所への復旧状況について」御答弁申し上げます。

最初に、新冠町大狩部地区の復旧工事の状況についてですが、昨年9月定例町議会の池田議員からの御質問において御答弁申し上げているところですが、土砂流出対策として既設JR護岸の背後に二重矢板護岸を延長962メートル施工する計画となっております。事業主体となります北海道に確認したところ、令和4年度については予定どおり107.6メートル施工されており、令和5年度につきましても同規模程度施工する計画になっていると伺っております。

次に、新ひだか町内の被災箇所への復旧状況についてですが、計画区間は静内駒場地区の株式会社道南の社屋前の海岸から新冠町に向かって717メートルになり、早期着工に向けて要望しておりますが、同じく北海道に確認したところ、計画に変更はなく、昨年9月定例町議会でお答えしたとおり、令和8年度から護岸の補修工事を実施する予定と伺っております。今後も早期着工に向けて強く要望してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

[企画課長 樋爪 旬君登壇]

○企画課長(樋爪 旬君) 私からは、池田議員からの御質問の2点目から4点目について御答弁申し上げます。

まず、2点目の「JRからの支援金の活用について」でございますが、JR北海道からの支援金の概要につきましては、これまでも一般質問や担当常任委員会、またさきの全員協議会でも説明しておりますことから、詳細な説明は省略させていただきますが、JR北海道からの支援金25億5,500万円のうちまちづくり支援金として拠出された5億円については、令和3年度に各町へ配分済みでありまして、転換バスの運行に係る支援金として拠出された20億5,500万円については管内7町で構成する日高地域広域公共交通確保対策協議会において日高地域における広域公共交通網の維持、管理等に関する協議を重ねながら、その活用方法を定めているところです。

そこで、バス運行の今後の改善点についてですが、バス転換初年度の令和3年度から当初想定していなかった新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるバス利用者の減少や燃油、物価の高騰などによる経費の増大、さらには運転手不足の深刻化などによりバス事業者の経営状況は大変厳しい状況を迎えており、当初年間で4,000万円ほどになると想定していたバス事業者への赤字補填額は実績では5,000万円に迫る額となっております。JRからの支援金に限りがある中、これからさらに人口減少が進行していくことを踏まえ、この状況を改善するための取組を早い段階から進めていかなければいずれ支援金は尽き、地域の足を守っていくことが困難になっていくものと考えます。そこで、バス転換からこれまではバスの利用促進策としてフォトコンテスト、川柳コンテスト、スタンプラリーなどPRイベントのほか、バスポスター、時刻表、バスマップの作成、子ども向けバスの乗り方教室などを実施してきたところですが、現在の社会情勢からこのような取組だけで利用者を増やすことは非常に難しいと感じております。本年5月に新

型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類になり、社会活動や人流がコロナ禍前の状態に戻りつつある中で、バス利用者の増加など改善が期待できる面もありますが、先行きは不透明であります。このため、今後の取組としては昨年より日高振興局と管内7町の連携により法令に基づく広域の地域公共交通計画の策定作業を進めているところであり、遅くとも本年秋までには完成する予定ですので、当該計画に基づき国等からの支援制度などを効果的に活用しながら、地域にとって真に必要な広域交通網を維持、確保するために必要な取組を展開していきたいと考えています。

次に、まちづくり支援分の今後の活用計画についてですが、当町に配分されたまちづくり支援金1億224万円につきましては、令和4年度に三石海浜公園センターハウス配管設備更新事業の財源として649万円を充当しているほか、今年度は旧JR静内駅舎周辺整備事業の観光情報発信拠点整備に2,643万5,000円を充当する予定であり、残りの約6,900万円の活用については現時点では具体的なものは決まっておりませんが、引き続き地域振興に資する事業財源として活用していきたいと考えています。

次に、地域内交通の見直しなどの整備状況についてですが、本件につきましては昨年9月定例会におきまして池田議員より同様の御質問をいただき、令和4年度中に方向性を出したいと答弁させていただいているところでございますが、現時点においてお示しできておらず、大変申し訳ない気持ちであります。取組が遅れている理由としましては、本年3月定例会の際に木内議員からの御質問にも御答弁申し上げたとおり、なかなかよい解決策が見いだせない状況にあるというのが正直なところでございます。町としてはこれまでバスの乗り込み調査などを行いながら住民ニーズの把握に努めてまいりましたが、結果として大半の方が現状に満足しているという反応を示しており、現状のバス路線網が一概に悪いと評価されているわけではないということが分かりましたし、一部の方から届いている不満や要望の声も一様ではなく、例えば停留所の数を増やしてほしいという方もいれば、停留所を減らし、目的地まで早く着くようにしてほしいというような真逆の声もありました。さらに、コロナ禍によりバス路線を取り巻く情勢が大きく変化する中、アフターコロナに向けた世の中の動きも見極める必要があったことや、先ほども申し上げたとおり、昨年からの広域の地域公共交通計画の策定作業に入り、当該広域計画との整合性に配慮する必要が出てきたことなども取組に遅れが生じた一因となっているものでございます。しかしながら、右肩上がりに増え続けるバス路線への赤字補填額を減らしていかなければ、いずれ路線を維持していくことが難しくなってまいりますし、かといってバス運行に係る収支状況を改善するには利用者ニーズに応えながら乗客を増やしていかなければならず、ある意味相反する2つの事柄に向き合っていくこととなりますので、正直なところ全ての課題を一度に解決することは極めて難しいと考えております。したがって、当面は大きな方向性を持ちつつ、そこに向けた現実的な対応策を考え、時には実証実験などにも取り組みながら改善可能な部分から1つずつ具現化していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、3点目の「設備の撤去について」の御質問ですが、まず静内駅舎の取得の進捗状況については、今年の2月にJR北海道に対し町内5つのエリアの鉄道敷地、静内駅舎を含めた建物、レールなどの設備を現状有姿のまま無償で取得する旨の譲渡協議書を提出し、現在はJR北海道において外注による鑑定評価、第三者占有調査を実施、今後は国土交通省への事前協議、本申請などの手続を経て、譲渡契約を締結の上、町において所有権移転登記をする予定となっております。今

のところ手続は順調で、早ければ年内に取得できる見込みとなっております。また、静内駅舎の改修につきましては今年既に入札、契約を終え、改修工事に着手したところでございます、年内には竣工する予定でございます。

次に、レール、踏切などの撤去や整備、その他施設の具体的な撤去計画についてですが、町内の踏切は40か所ありましたが、令和3年度にJR北海道が道道内の踏切を2か所撤去しております、令和4年度から38か所の踏切について計画的に撤去等を実施しているところです。踏切38か所のうち25か所は令和4年度に撤去済みでありまして、残り13か所のうち10か所については令和5年度に町で9か所、北海道で1か所撤去や舗装をする予定であります、3か所については私有地への通路の踏切となり、一般車両の通行がないため、当面撤去の必要がないものと判断しております。踏切以外の施設、設備等につきましては、町がJR北海道から取得を予定している箇所についてはすぐに撤去等をするのではなく、基本的にはそのままの状態とし、町で事業を実施する際など必要に応じて撤去等を行う考えであります。

次に、4点目の「跡地の利活用について」ですが、各種団体や個人からのアイデアの公募状況については、町としては一般公募はしておりませんが、JR北海道においてオープンイノベーションプログラムとして令和4年8月から11月までの期間、日高線と平成31年3月に廃止となった石勝線、新夕張夕張間の有効活用について公募しております、日高線、石勝線合わせて34件の応募があり、JR北海道において選定を行った結果、6件の提案を採択したと伺っております。提案内容につきましては、トンネルのワイン貯蔵庫としての活用、ミューラルアート、壁画を活用したにぎわいの創出、ドローンの機体開発試験場、免許取得に向けた練習場としての活用、キャンプ場、グランピング施設のほか、太陽光発電事業については2件の提案があり、事業を実施する場所、事業規模、開発時期などの詳細については現在JR北海道と提案企業とで協議中のことでありまして、詳細が決まった際は町にも情報提供していただくこととしております。

次に、町の利用計画についてですが、現在JR北海道からの取得に向けて手続中であります町内5つのエリアの鉄道敷地、施設等につきましては今年2月に開催した総務文教常任委員会においても説明させていただきましたが、まず静内駅周辺については静内駅舎を改修し、交通基盤及び観光情報発信拠点としての整備を、古川町1丁目の公民館や古川球場の裏手については下水道、雨水整備等に係る用地利用を、浦和の自衛隊周辺については普通河川の管理用地としての利用を、三石東蓬萊から蓬萊にかけての蓬萊山周辺については町道の道路線形改修に係る利用を、本桐駅周辺については町道未処理用地の取得利用をそれぞれ計画している状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) それでは、一通り答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

まず、高波の被害によったその復旧状況について何点かお伺いいたしますが、さっきの答弁だと全体で九百何メートルあるうちの令和4年度は百何メートルやったと。それで、令和5年度もやる予定、やっていると言ったのかな。僕いつ終わるのかなと思うのです。単純計算で九百何メートルあったところを百何メートル1年かけてやっているわけですから、全部で9年かかるのかいということなのです。それで、去年1年やっているから、あと8年かかるのですか、終了はいつを予定されている工事となるのですかということをお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 議員が心配されるとおりだと思います。町のほうもそちらのほうで終

わらないと駒場のほうの工事に入れないのかという心配もしておりますので、引き続き要望しながら、当町の被災箇所の早期着工に向けて要望していきたいと思っています。ただ、9月の定例町議会のときもお話しさせてもらったのですが、この工事の原資になるのがJRからの拠出金となっております、それに基づいて北海道のほうを整備をしているということになっております。今年度分の予算措置についてもまだ決まっていないと聞いておりますので、今後のちょっとまだ見通しが立っていないということで御理解お願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) この箇所、我が町にも関係あるよということを壇上では言わせていただきました。そういう意味では早期に完成されること、それが安心感につながるわけですから、ぜひとも今後も早い完成をしていただけるよう北海道に対してですか、言っていっていただきたいなと思うのです。

それで、今の答弁にもありましたけれども、これが終わらないと町内の言わば駒場のあそこの部分、それが始まらないのではないかと懸念を今答弁の中でも言われましたけれども、そこら辺は実際ちゃんと確認しなければ、議会で令和8年からやる予定ですよという、予定ですから、あれですけども、今から8年かかるとすれば、大きく令和8年度からずれ込むわけですから、そこはきっちり確認をした上でやっていくべきだということと、もう一点、令和8年からやれたとして、この工期は何年後完成をする工事になる予定なのでしょうか。そこも教えてください。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 今回御質問もいただきながら、北海道に確認をしておりますが、残念ながら御希望に答えられるような回答を得ていないというのが実情でございます。駒場のほうにつきましても令和8年からという着工予定までは確認はしているのですが、完成予定までは確認できていないというのが実態でございますので、大変申し訳ありませんが、御理解をお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 北海道の計画のことを早くすれとかいろいろ言っても難しいことだというのは分かっているつもりですので、努力だけは惜しまずにやっていっていただきたいなということは重ねて申し上げておきます。

次、JRからの支援金の活用についてというところに移りますけれども、以前というか、去年の9月議会で質問させていただいたときには、4,000万円を予定していた赤字幅が5,500万円だったと答弁をされていたと記憶しています。そういう意味では、今日の答弁では5,000万円ということですから、500万円赤字額を減らす努力をされたのかなとこちら側では理解をします。それで、どうしても説明のときには、18年たつ前に尽きてしまうかもしれないと。より現実的にこのままでいったらいつ枯渇するのだと。枯渇という言葉でいいのかな。尽きてしまうのだと。そういう年限、このままだったらこの年度でなくなってしまうのですということをはっきりしておくことも僕は将来を見据えてどうすればいいのかと我々も含めて考えなければならないところの大事なポイントだと思うものですから、すみませんが、このままでいたら何年に尽きてしまうというふうな計算になるのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 池田議員のおっしゃるとおり、将来を見据えてというところで、今後

支援金の多くを赤字補填に対して使っていくわけでございますけれども、令和3年度、それから令和4年度の実績を参考にして、今後この状態が続くとした場合に今から約20年後、令和24年度ぐらいまでで支援金が尽きるものと思っております。ただ、今コロナ禍で乗客が減っていたりとか燃油高騰、物価高騰などのこともございますし、それから人口減少も進行していくと考えられますので、この先5年、10年を見通すということは非常に難しいと考えておりますので、今後も7町と連携しながら赤字縮減ですとか、それから利用者の確保というのに努めていきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 今令和24と言ったのかい。令和24といったら、今から19年後になるのではない。確認です。すみません。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 約20年後ということで。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) バス転換から18年後をめぐると、かかる経費とずっと言われてきたものですから、今後20年もつのであれば、バスに関してはいいのではないのと思ってしまうのです、今。要するに18年を予定していたのが何年か短くなってしまうものだから、4,000万円を予定していて、18年もたず予定が5,000万円になったから、令和20年とかもっとその前に短く尽きてしまうという表現の言葉だったのかなと思っているのですが、すみません、もう一度そこら辺説明していただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 柴田総務部長。

○総務部長(柴田 隆君) 当初鉄道廃止からバス転換になった際にJR北海道さんのほうから約18年間分のバス運行に堪え得る財源を拠出金としていただけるという中で、いわゆる単年の赤字補填にはかなりきつく見積もって4,000万円ぐらいだろうという計算をしました。正直な気持ちとして、こんな運行開始1年目、2年目からそれを超える勢いになるとは想定しておりません、もちろん新型コロナウイルス感染症もありましたし、燃油高騰もありましたので、要因はある程度_____はしておりますが、ここまでの勢いとは思っておりませんでした。先ほど企画課長から申し上げたのは、今令和3年、令和4年という実績が出ている、この額から悪化しなければ令和24年までもつという計算は立ちますが、今恐らく想像するにこれから悪いほうに行く予測が強いのだろうと思っておりますので、そこは楽観視できませんし、18年後に全てのバス路線をやめれるのであれば、池田議員言うとおりの、何も目くじら立ててやることもないのですけれども、その後も7町で維持していかなければならないということになりますと、我々としては、18年という言葉使わせていただきますけれども、19年目以降もやっぱり持続していけるものにしていかなければならないと考えております。そこで、運行から今3年たちましたので、今後そういうことを見据えた中である程度早い段階から路線の適正化を図っていかなければ、急にはなかなか対応できないかなと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 言わんとしていることは、分かったつもりでおります。今後18年、20年としてもこの議場内にいる人たちの20年後何人いるかなというところはあります。ですから、僕は議事録としてもきちっと町の考え方も、この一般質問の議事録も含めて、やはり町の考え方と

いうのはきっちり残していくべきだなと思っております。

ちょっとまた観点変えますけれども、先日の全員協議会でJRバスとかに何人乗っているかという資料頂きました。その中で思ったのですけれども、令和3年度は夏場の半年しかやらなかったから、年間を通しては倍の数にしたのだと。それは、統計上そうなのかもしれません。ただ、僕実態として知りたいのは、令和4年度、一年間やったわけですね、冬も通して。その中の数値が速報値か何かでもしあるのであれば、教えてもらいたいです。何でそれを言うかという、私の知り合いにも札幌とかどこどこ行きたいとなったときに冬、道路が危ないから、やはり安全なバスで行くという方が多くいるのです。ですから、夏場の半年分を倍にした数がこれだけ乗りましたという予測の数値を出されても、実態として冬が増えると僕は思っているものですから、冬は増えているのか、どのくらい増えているのか、もし分かれば教えていただきたいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 前回の全員協議会で数字お示しさせていただいたわけですが、夏、冬という形での数字は把握していない状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) だから、令和3年度は半年分だったわけでしょう。令和4年度は予測で出していますけれども、もう6月ですから、僕は実数が分かっているのではないのかなと思って、冬の間は増加傾向ですよぐらいのことは、どうなのでしょう。そうなっていないですか。そういうまだ細かなところまではやっていないのだというのだったらそういう答弁で構いませんけれども、どうでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 細かいところまでは、やっていない状況にあります。ただ、令和3年度につきましては、令和3年の4月から9月ということで、バスの運行の補助というのが基本的には10月から9月スタートなのですけれども、この転換バスの関係については年度、4月からスタートということで、ちょっとこういう数字の取り方をさせていただいています。令和3年の4月からこれまでとは違ったバスの運行路線を組んだりとかしていますので、単純にちょっと比較ができないということもあります。今後精査していきたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 私バスの必要性を少しでも高いものにしなければならないと思っているものですから、こういう質問しているつもりなのです。冬場のバスの大事さ、町民の皆さんがより使いやすくなるようになってもらいたいという気持ちもあって、冬場が夏場に比較して多い傾向にあるとか、そういうのを今後もし分かれば……今後もしではないね。そういう統計的な調査もぜひやっていただきたいなと思っております。

次に、まちづくり支援金に移ります。それで、さっき答弁で6,900万円の使途はまだ決まっていないという言い方でした。金額的には半分以上まだ残っているという認識でおります。結構な額です。ですから、これが今後何に使おうという方針というか、そこら辺聞いておきたいと思うのです、額が額なだけに。どういうものに使われる、いつ頃どのような形で使われる、そこら辺分かれば教えてください。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) まちづくり支援金につきましては、いつまでに使わなければならない

という期限は定められているものではございません。そして、その用途については町に委ねられているということでございまして、壇上でも申し上げましたとおり、現時点では具体的なものは決まっておりますが、今後まちづくり、それから地域振興に資する事業の財源として有効に活用していきたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 確かに期限を設定した金額ではありませんので、ただその都度使うたびに議会にも補正予算なりなんなりという形できつと出てくるのであろうと思っております。それは、期待したいなと思っております。

次、地域内交通の見直しに移ります。それで、令和4年度内にとというのがいろんな事情でまだ出ていないというところで、私それは分かります。7町全部で新たな組織を立ち上げて、そこで今やっていて、秋には結果が出るのだというのはそれは分かります。ただ、秋に結果が出るのを待たずして、地域内の交通で僕は急ぐことがあるだろうと思っているのです。それで、ちょっと古い話になりますけれども、令和元年の11月の町議会において、このことで理事者側から答弁があったのです。それで、既存の生活交通路線を含む地域内交通の整理が必要だという言い方をしました。それで、そのとき僕もさらに質問して、そしたら町全体で考えるのだと。バスが走っていない地域も含めて地域内交通を考えるのだという答弁でした。だからこそ今何だか調査ができない、秋に終わらないと全体像が見えないからできないのだというのは分からぬではありません。ただ、優先すべきことは、やっぱり速達性を重視して、国道を走る路線がほとんどな中で、今まで駅舎から列車に乗っていた例えば本桐、西蓬萊というのですか、だとか東別だとか、ああいうところの人たちが国道に出るための、国道のバス停というのですか、に出ること、そういう路線を、今もないわけではないのは認識していますけれども、それをどうもっと利用しやすいものにするか、これは先にやっておいてもいいのではないのかな、計画を持つべきではないのかなと思うのですけれども、もし持っているのであればどのような形でお持ちでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 現段階で具体的な計画というものはございませんが、議員のおっしゃる東別とか、あと蓬萊、それから本桐、旧駅があったところについては代行バスが走っていたというところで、国道を走るときに内陸に入って、また戻るというようなところであります。この運行については、その当時地域のニーズですとか、それから学生が通学に使うというようなこともあって、このような形で運行しているというところなのですけれども、一方で時間がかかり過ぎるという声もいただいているところです。それで、今後の課題としては、議員おっしゃるとおり、いかに利便性を上げていくかということもありますので、ただ財源には限りがございますので、多くの皆様に納得していただけるかということ是非常に難しいと感じているところなのですけれども、可能なところから1つずつ検討していきたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) さらに申し上げたいのは特に東別なのです。東別は、バス路線にも入っていないですね。ちょっとその確認と、東別の旧駅舎、あそこは全然通らない、全く通らないと僕は認識しているのだけれども、どうでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 柴田総務部長。

○総務部長(柴田 隆君) 今企画課長申し上げたとおり、鉄道廃止の際に鉄道駅があったエリア、

東別、蓬栄、本桐、ここについては転換バスが走るような協議をして、そのとおり動いています。今おっしゃった東別については、確かに駅には止まっておりませんが、生活館のところに設けて、そこを一応代替として使っております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 分かりました。私の勉強不足で、そこら辺は駅まではいかないけれども、100メートル、200メートルぐらい手前なのですか。あそこに通っているということで理解をいたしました。

次、設備の撤去についてですけれども、要するにちょっと変わったやり方していますよね。要するに町が取得したい。普通は取得してから予算を組んで改装というのですか、やるのだよというのが普通ですけれども、今回はその前からやっているわけです。それについて僕どうこう言うつもりはないのですけれども、先ほどの答弁を聞いていますと取得するのももうすぐだよ、もうすぐというか、秋、年内だよ。今やっている工事が完成するのも年内だよということで、知りたいのは、竣工しましたというのやはり自分のものにならないと竣工と言えないのではないのかなと思うものだから、取得した、もしその間に竣工していたとしても取得が済んだそのときに竣工ということになるのですか。その前でも竣工は構わないのですか。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 旧J R駅舎の改修に関する内容ですので、私のほうから答弁させていただきますけれども、確かに企画課長が壇上で答弁したとおり、J Rとの財産の譲渡協議と譲渡の時期と、それから工事の竣工時期というのが大体同じような時期になるというような見通ししております。ただ、これ必ずしも絶対的にリンクしているということではなく、それぞれ同時進行的に進んでいるというところになりまして、もし取得、J Rと町との譲渡契約というか、譲渡が済む前に工事が終わって、いわゆる竣工したとしても問題のないようにJ Rとは覚書ですとか工事に係る承諾とか、そういったものお交わしをさせていただいて、問題のないように整理をしているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 今していただいてということは、今はないということですね。近い将来そのこと、覚書というの、契約というの、をするという意味ですね。ごめんなさい。今ちょっと聞き方が悪かったかな。分からなかったのです。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) まず、覚書についてはJ Rの待合室をバス転換後にも使うということで、その時点で覚書を交わしておりまして、それについては現在も生きています。その上で大規模な工事をする場合については別途承諾を得るということになっていまして、既に今年の5月、工事前にJ Rのほうの承諾を得て、工事に入っているというような状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 工事の竣工が取得よりも早くてもいいよという念書、覚書は改めてもらうのだなと思って聞いていました。それで、なぜこれを一生懸命聞くかということ、工事が終わりました。竣工しました。その後どれぐらいでいわゆるオープンになるのかな、使えるようになるのかな。竣工イコール使えるようになるということではないと思うものですから、今の進捗状況見るといつオープンできるのですかということお聞きしたいのです。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 工事が順調に進んで、予定どおり終わったと仮定をしまして、今の段階ではその後備品の搬入ですとか設置、それから飲食コーナーについてはそのタイミングで新しく入られる事業者の募集など事前に進めておいて、できるだけ工事終了後、いわゆる竣工後速やかにオープンできるようにはしたいと思っています。竣工は年内ということでありませけれども、オープンにつきましても可能な限り年内を目指していきたいと思っています。なお、この工事、今の売店、それから観光協会の事務所、これを移転をさせるというようなものになりますので、現在の旧JRの事務室、この部分に売店と観光協会の事務所を先に移転をするというような工事を先行して進んでいくということで、その時期が秋、9月から10月頃を見越しております。それについては、仮オープンといいますか、荷物の、物の搬入とか終わりましたら売店等は先に仮オープンというような形で、その後売店等が空いた場所にワークスペースですとか飲食コーナー、こういったものも次の工事に入っていくということになりますので、言ってみれば2段階的にオープンをして、最終的には年内に何とか完全なリニューアルオープンをしていければなど担当課としては考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 急がせてもしょうがないなという気持ちでいます。分かりました。オープンはまだまだ、できれば年内ということを受け止めておきます。

次、レールの撤去、レールや踏切などの撤去なのですが、当たり前のことを聞くのですけれども、町が手がけて、レールを取って踏切を、アスファルト敷いてとやっていくうちにやっぱり古くなることあるかと思えます。ですから、聞きたいのは町が今回踏切を直したところは町が今後の補修、修繕を担う、北海道がやったところは北海道が担うものだというをはっきりとさせたいのです。どうなのでしょう。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 議員おっしゃられるとおりなのですが、JRの施設についてはJRからの負担金をいただいて、町、あるいは北海道が撤去をしております。併せて道路改良も実施しているのですが、その部分につきましては道路法に基づく道路区域というのが定められておりますので、今後につきましては道路管理者であります町、あるいは北海道が管理をしていくということになります。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 分かりました。

次、その他施設なのですが、これは全国的な話でもありますけれども、やはり使われていない駅舎、そこに子ども、あまり限定してはいけないけれども、何か事件、事故が起こる場面というのは多々あると認識しています。それで、我が町に駅舎も何か所か残ります。そういう中でもし……要は責任問題のこと聞きたいのです。何かあったときに、これはJRのものだから、JRが困ってもきっとあると思う。入らないでくださいと言っているとは思いますが、こういうところで何か設備の不備で事故があったとき、これは町は責任を負わないのですよねということを確認したいのです。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 基本的に廃線後の施設につきましてはJR北海道の資産であって、J

R北海道が所有者というところで、その責任と管理についてはJ R北海道というところで、仮に許可なく入ったりとか無断で使用したりとかというところを除いて基本的にJ R北海道の責任になるとなります。現在町がJ R北海道から譲渡というか、受ける予定をしている箇所については町が取得した後に町が管理をするというところで、池田議員御心配の駅舎の部分については、例えば東静内ですとか春立とか、そういったところも残っているわけではありますけれども、町で管理している部分については例えばトイレの利用とか、そういったところで担当課が管理しているところもございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) あと、残っているのは景観の問題なのです。ぼろぼろに今にも崩れ落ちそうなものをそのまま置いておくのですかというのが、将来そういう問題が出てきたときに、それは危険な建物ですとなったときの撤去は、それは誰が、J Rが責任持ってやってくれるのですよねということですけれども、どうでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 柴田総務部長。

○総務部長(柴田 隆君) 今の池田議員の御発言の前提というか、状況がどうなのかは明確でないので、分かりませんが、例えば今J Rの所有の駅舎がとても危険だということであれば、当然地元の町としてはJ R北海道に申入れをして、必要な安全対策、もしくは撤去等を求めていくということですので、それに応じて動くのはJ R北海道かと思います。一方、景観を守りたいという意味で、町の政策的にそこを壊していただきたいとなれば、そこは交渉事ですので、一概に言えませんけれども、例えば町が費用を持つから壊してほしいとか、そういうような話をしていくことになるのかなと考えているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) その意味も分からぬではないです。近い将来ではないと思いますので、またここでいろいろ将来をあんまりにも飛躍してこれが心配、あれが心配と言っている、それはちょっと生産性がないのかなと思うものですから、この程度でやめておきます。

最後に、跡地の利活用です。6つほど言ってくれましたよね。6つでしたね。それで、私思うのです。提言したいのは、何か受け身だなという気がしたのです。だって、石勝線含めてこれらの提案があったよと。その中で詳細ができれば町に伝えてきてくれるよと待つのではなくて、我が町にとって、せめてこの6つの中でも我が町に有用だというものがあれば、僕は新ひだか町としてぜひ、誘致という言い方はいいのかな。これをやってみたいですぐらいなものがあるのではないのかなと思うのです。例えばトンネルで絵を描くだとかワインでしたか、太陽光はちょっと分かりませんが、そういうように我が町によいと思えば、こちらからアプローチをして、我が町にさせてくださいみたいな、それぐらいの姿勢を取るべきなのだろうと思うのですけれども、今の段階ではそういうような我が町に関して魅力的なものがないということでもよろしいのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 採択された6件については、日高線に関しても割と現実的な形で提案がなされているというところでございます。それで、場所も含めてJ R北海道と、それから提案企業が協議中ということでありまして、ただ事業内容によっては、例えば太陽光であれば南向きに面しているほうがいいですとか、それからドローンについては人や車、それから馬などがいな

いような場所、そしてトンネルのワインの貯蔵とか、それから壁画、それらもそれに適した場所を選定する必要があるということでもあります。それで、民間の資産というところでの活用ということで、今現在JR北海道のほうで積極的にそういう地域の活性化ですとか有効活用についてオープンイノベーションとして進めておりますので、まずは町としてはその情報を積極的に収集しながらと思っているところです。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 中には僕なりに魅力的な、魅力があるなと思うものもあるのです。1つだけ言っておくと、例えばトンネルから海が見えるではないですか。そこにアート、いいなとか思うのです。ですから、これは一つの余談として、町としてこれをやりたいなと思ったら、積極的なアプローチ、そういうのも今後必要かなと思いますので、言わせていただきました。

あと、町の利用計画、4点、5点でしたか、言わせていただきました。それで、一つ一つ聞いたら時間かかるので、1つだけ。蓬莱山の横に道路、線形を変えてと。9月議会にも私これすべきだという話で言わせていただいておりますけれども、やるとなると、たださっき話を聞いていると、これもこの部分の線路、敷地というのですか、これも取得しなければ工事が始めれないというものなのでしょうか。取得されたのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 今御指摘の部分については、土地としてはまだ取得してなくて、今後土地の所有権が町になってからということになりますが、現在町道本町本桐線の道路改良事業として国道側から順次工事を進めてきているところであります。この事業の中に取り入れてやっていくということが財源的にも一番いいのかなと考えておまして、これもこれからの検討になりますけれども、取得後に事業化をするということも含めて検討していきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 取得後といいますけれども、さっき話した駅舎取得といろいろ答弁あったではないですか。僕それと同じ方式だと思ったのですけれども、ここでいう蓬莱山の脇の道路に限って、ここに限ってお聞きしますけれども、これはだから先ほど来静内駅舎取得云々と言っていたのは別な形での取得を目指すということなのですか。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 不足で申し訳ございません。本町本桐線につきましては、社会資本整備総合交付金という財源を利用して実施していきたいと考えておりますので、普通事業として進めるときに用地を用地補償として取得してから取得する金額も含めて事業化するのか、あるいは町の用地が、そもそも町有地があって、そこに道路として整備をするのかというところで、今回については社会資本整備総合交付金を使って町の土地を取得するのではなくて、まず町有地にしてから道路事業を進めていくというふうな順序になってきます。その辺がちょっと駅舎のほうとは財源等含めて違うというところで事業の進め方が異なってくるということで御理解いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 駅舎同様に撤去費用も考えて、それに見合うものをとかと何かあったではないですか、駅舎の場合は。それとは別で、取得には全く別ルートで取得するのだということ

いいのですねという確認と、ではその取得はいつ頃になって、いつ頃工事が始まるのですかと。いつ頃完成して使えるのですか。これ、僕何でこここだわるかといったら、前も9月のときも言いましたけれども、上り坂で、上り坂の頂点がましてやカーブなのですから、カーブ、逆バンクなのです。危ない道路なのです。それは、御存じだと思うのです。だからこそそうやりたいというお話になっているのでしょうかけれども、あまりにもそれは遅いのではないですか、歩みが。僕同時進行ぐらいに、あわよくば今年もう着工して、今年の冬から少し安心して通れる道路になるぐらいに思っていたのですけれども、具体的にいつどうやってどう供用するのだというところ、分かれば教えてもらいたいです。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) ちょっと説明の仕方悪かったと思いますけれども、本町本桐線の今町が取得しようとしている土地については、ほかの部分も含めて町全体としてJRから譲渡を受けるという中に入っている土地になっているものですから、そこだけ、先ほど言ったとおり、社会資本整備総合交付金を使って購入するのではなくて、全体の町の土地の取得が終わってから事業を進めていきたいということでもあります。道路線形を変えたりとか、あるいはJRの土地を使って道路の拡幅をしていくことになるのですけれども、これにはかなり事業費がかかるものですから、できることであればそういった社会資本整備総合交付金を使って町の負担を少なくしながらなるべく早く事業化に向けて進めていきたいとは考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) ちょっと僕ちゃんと理解できていないのかもしれないので、もう一回聞くのだけれども、要するに駅舎が、順調にいつているので、秋までに取得可能……秋まででいいのだだけ。と言ったのだ。ということは、今言っている道路は、取得に関しては全部まとめてやっているだろうから、秋までに取得は済むのでしょうと聞いている。それから社会資本整備事業でやっていくから、あとどれぐらいかかるよ、大変なのだというお話ということでもいいのですか。

○議長(福嶋尚人君) 柴田総務部長。

○総務部長(柴田 隆君) 先ほど来土地の取得のお話ですので、私のほうから御答弁申し上げます。

先ほど壇上で企画課長が申し上げた5か所の土地については、これはワンパッケージで協議をしておりますので、取得時期は同じになると。それが今のところ年内を予定しているということでございます。今事業のほうにつきましては、駅舎のほうについては取得手続きが完了する前にやろうというのは町の政策判断でございます。一方、建設課のほう今答弁申し上げましたとおり、交付金を有効に使いたいという計画もありまして、一応しっかりと取得してから攻めたいという、そのずれは出ておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 取得に関しては、年内に取得はできるのだなと思っております。その後の整備……何だっけ。ごめん。詳しい名前忘れたけれども、その後取得した後にいろんないい財源を用いて、やっていくのだということは分かりました。重ねて申し上げますけれども、やはりあそこは危険な道路ですので、ほかのところは、グラウンドのところの排水だとか自衛隊の脇の道路管理用地だとか、遅くていいと言っている意味ではないです。どこよりも急ぐのは僕は蓬萊山の横の町道だと思っているものですから、そこは速やかな対応ができるように努力をしていただ

けたらなと思います。

すみません。これで質問終わります。ありがとうございました。

○議長(福島尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時58分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

4番、大川君。

[4番 大川勝也君登壇]

○4番(大川勝也君) 通告に従いまして、一般質問を始めます。

まず、1番目に「ヒグマ被害防止対策」、今年は特に市街地での熊の出没が頻繁にニュースで取り上げられ、幌加内町での死傷事故もありました。我が町でもヒグマ出没情報がある中で、注意看板を立てたり、パトロールを行い、警戒していると聞いております。山間部であればライフル銃を使った駆除もできますが、市街地では「銃砲刀剣類所持等取締法」違反になるため猟友会もライフル銃による駆除はできず、追い払いや警戒パトロールにも限度はあると思います。市街地に熊を寄せつけない対策は、何か実施しておりますか。

次に、2番目ですが、「小学校再編後における対応について」、今年度より再編スタートした静内小学校についてお尋ねします。

スクールバス通学の運用は良好か。

通学路、ゾーン30の変更は必要ないか。

閉校校舎の維持管理や今後の処置は。

校庭内の除草は行うのか。

行うのであれば範囲は。

校舎内にある備品の活用は、どのようにするのでしょうか。

3つ目に、「生成AI(ChatGPT)等の活用について」、事務用品でパソコンが使用され、30年近くたつでしょうか。古い謄本等の書類を見ますと、当時は筆字で始まり、文具、事務用品の進化は鉛筆やボールペンへと変わり、ワープロからパソコンへと進化しました。NHKでは、ニュース原稿の一部はAI自動音声によって読み上げられ、4年がたちました。そして、最近話題になっております生成AI、ChatGPTの国や自治体での活用についてもニュースで取り上げられております。経済産業省も生成AI、人工知能の利用、活用に向けた戦略を新たに発表したばかりです。このように既に利用を検討している機関もあれば、利用反対を表明している機関もあります。新ひだか町役場業務において生成AI、人工知能等の利活用できる場面があれば活用するのかお尋ねします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長(福島尚人君) 新川水産林務課長。

[水産林務課長 新川兼一君登壇]

○水産林務課長(新川兼一君) 大川議員からの御質問の大きな項目の1点目、「ヒグマ被害防止対策」について御答弁いたします。

近年の全道におけるヒグマの生息数は、北海道が策定した北海道ヒグマ管理計画によりますと、

各種調査を用いたコンピューターシミュレーションの結果、いずれも分析データの中央値で推定となりますが、平成2年度が5,200頭、平成26年度が1万500頭、令和2年度が1万1,700頭と公表されており、30年前と比較しましても2.25倍と増加傾向が続いております。これに伴い、ヒグマの生息域も山林から人間の生活圏にまで拡大しつつあり、市街地への出没や目撃情報の増加とともに、被害件数の増加が懸念されております。ヒグマによる被害につきましては、人との接触等による人身事故と農畜産物等の食害による被害が主なものとなりますが、ここ数年の道内でのヒグマによる人身事故の件数は北海道の発表によりますと令和2年度は3件、令和3年度は9件、令和4年度は3件発生しており、今年度につきましては5月に幌加内町で発生しました事故も含め、既に2件発生している状況でございます。日高管内におきましては、平成25年以降は新ひだか町内で発生しました人との接触事故などの人身事故は発生しておりませんが、町内での目撃や出没の情報につきましては町が把握しているだけでも令和3年度が50件、令和4年度が20件と毎年多くの情報が寄せられている状況でございます。また、道内における野生動物による農畜産物への被害につきましては、デントコーンやビートなどの作物の食害が主に報告されており、農業被害額のうちエゾシカによる飼料作物の食害が大半を占める中であって、ヒグマによる被害は全体の5%と発表されております。

ヒグマによる人身被害を防止する対策としましては、北海道のヒグマ対策室では人身被害に遭わないために一番大事なことはヒグマに会わないこととしており、人の生活圏での注意事項としましてはヒグマを引き寄せないこと、出没しにくい環境をつくること、ヒグマ出没情報に注意を払うこと等が北海道のホームページを通じて注意喚起されていることから、当町におきましてもヒグマに遭遇しない方法として登山や山菜採取などで野山に入る際には音の出るものを携帯する、複数人で行動する、薄暗くなったら入山しないなど町広報紙やホームページ、デジタルサイネージ等を活用して周知をしており、出没した際の対応としましては町ホームページによる周知のほか、警察と連携し、出没した周辺地域の自治会を通じて情報提供を行うこととしております。また、市街地周辺にヒグマが出没した場合の対応としましては、御指摘のとおり「鳥獣保護管理法」の規定により猟銃による駆除活動が制限されることから、注意看板等の設置をはじめ警察や町有害鳥獣駆除員との巡視パトロールの実施、地域自治会や学校等関係機関への迅速な情報提供を図ることで事故防止に努めており、昨年三石地区の市街地に出没した際も同様の対応を行いました。

市街地にヒグマを寄せつけない対策の実施につきましては、昨年発行しました町広報紙9月号において改めてごみ出しルールの徹底や家庭菜園での作物の管理、住宅や農地周辺の草刈りを行い、ヒグマが身を隠す場所をなくするなどの個人で行える自己防衛策の周知を行っております。今後も北海道が示す様々なヒグマ対策に沿って引き続きヒグマに会わない対策等の周知をはじめ、居住地に近づかせないためのごみ出しルールの周知徹底などのヒグマを引き寄せない、出没させない地域とするための対策を継続してまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 田口管理課長。

[管理課長 田口 寛君登壇]

○管理課長(田口 寛君) 大川議員からの御質問の大きな2点目、「小学校再編後における対応について」、「今年度より再編スタートした静内小学校について」の1つ目、「スクールバス通学の運用は良好か」について御答弁申し上げます。

静内小学校のスクールバスの運行につきましては、通学における安全確保の手段として2キロ

以上の児童を対象に運行しておりまして、従前は真歌方面の1コース、14名のみの運行でございました。本年4月の再編後は旧山手小学校区からの通学については歩道がなく、幅員、路肩部分も狭い道路も多いことから、徒歩通学の安全面を考慮し、2キロ以上にかかわらず全ての児童をスクールバス通学の対象としており、山手町、柏台方面、木場町、末広町方面の2コースを設定しております。また、旧東静内小学校区では西川、東静内方面、東別、春立方面の2コースを設定し、従前の1コースを含め全5コースの運行をしているところでございます。乗車人数でございますが、真歌方面のコースでは14名の児童、旧山手小学校区のコースでは77名の児童、旧東静内小学校区のコースでは37名の児童がスクールバスを利用し、登下校している状況にあります。バス乗降場所でございますが、山手町、柏台方面は5か所、木場町、末広町方面は2か所、西川、東静内方面6か所、東別、春立方面7か所としておりまして、児童生徒の安全確保はもちろんのこと、バス一時停止場所の適正、道路状況、通学時間等を踏まえまして設定したところでございます。また、柏台地区、末広町地区においては、引き続き地域のボランティアパトロール隊の御理解の下、登下校の見守りを実施していただいております。児童の通学時の安全確保に努めているところでございます。さらには、静内小学校のスクールバス運行は1コース1台での運行から5コース5台での運行となり、登下校の時間帯には5台のバスが学校敷地内に入ることから、学校敷地内でのバスの通行を一定の方向に限定できるように改善を図るとともに、学校の協力の下、教員が見守りを行うことで徒歩で登下校する児童や校庭にいる児童の安全確保に努めております。

また、再編後のスクールバスの運行に関し、6月6日に静内小学校で開催されたPTA役員会に同席し、2か月を経過した中でのスクールバスの運行に関しての意見などを伺ったところでございまして、一例としてバスに乗り慣れていないこともあり、騒いだりする児童がいると聞き、乗車中のルールを徹底してもらいたいという御意見をいただきました。本件に関しては、早速乗車中のルールについて学校で指導の徹底を図るようお願いしたところであります。今後も機会を見てPTA役員等に同席させてもらい、保護者からの意見を伺うこととしており、改善すべき点は改善し、安心、安全なスクールバス通学に努めてまいりたいと考えております。

次に、2つ目の「通学路のゾーン30の変更は必要ないか」について御答弁申し上げます。警察では、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、平成23年9月からゾーン30の整備を推進しております。ゾーン30とは、一定の区域を設定して、最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度の抑制や抜け道として通行する車両の抑制等を図る生活道路対策でございます。新ひだか町では、高静小学校、静内小学校周辺が平成28年8月、北海道公安委員会意思決定にゾーン30の区域として設定されております。今回再編により静内小学校の通学区域が広がりましたが、旧山手小学校区域、旧東静内小学校区域から通学する児童はスクールバスで通学しており、徒歩で通学する児童は現在おりませんので、ゾーン30の変更は必要ないものと考えております。なお、ゾーン30の区域の設定、解除は警察が判断することとなり、地域住民や学校などから要望があれば十分な検討を行い、必要であると判断した場合は道路管理者や地域住民等と合意形成を図り、実施されることとなります。

次に、3点目の「閉校校舎の維持管理や今後の措置は」の学校敷地の除草は行うのか、行うのであれば範囲はについてですが、閉校となった旧山手小学校、旧東静内小学校の除草につきまして

は、基本的には草刈り業務委託を実施し、維持管理に努めてまいります。旧山手小学校については青少年育成団体等からのグラウンド利用の要望があり、グラウンド周辺の除草は利用者と教育委員会職員で行うこととしております。また、グラウンド以外の学校敷地内につきましては、他の廃校舎と同様に必要最低限の範囲で維持管理業者に委託業務として年2回程度の除草を予定しております。東静内小学校につきましても他の廃校舎と同様に必要最低限の範囲で委託業務とし、学校敷地内の除草を年2回程度実施する予定としております。

最後に、「校舎内にある備品の活用は」についてですが、学校の備品等につきましては町の貴重な財産であることから、有効活用を図ることとしており、閉校となった学校の備品等の優先順位は第1に再編先の学校の備品として必要な備品を移管すること、第2番目に他の小中学校の備品として必要な備品を移管すること、第3番目に町や教育委員会が所管する公共施設等に移管することとして、順次移管手続を進めることとしております。現在は第1段階が完了し、旧山手小学校の備品は全2,351点、旧東静内小学校の備品は全731点で、旧山手小2,351点のうち176点、旧東静内小731点のうち120点を再編先の静内小学校に移管が完了しております。また、第2段階の静内小学校以外の小中学校に対して現在必要な備品の有無を確認しており、学校の夏季休業中を目途に移管作業を終了、その後第3番目の町や教育委員会が所管する公共施設等に移管する作業を進め、再利用が可能な備品について有効利用を促し、廃棄コストの削減を図ってまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤総務課長。

[総務課長 佐藤礼二君登壇]

○総務課長(佐藤礼二君) 私のほうからは、御質問の大きな項目の3つ目、「生成A Iの活用について」御答弁いたします。

まず、生成A Iとは学習モデルと呼ばれるプログラムが自身に対し入力された訓練データの規則性を階層構造化して学習し、新しいデータを生成するというものです。現在では、生成されるデータは文章のほか画像、音声、プログラムコード及び構造化データなど多岐にわたっております。議員が御質問の中で挙げられたChatGPTは、アメリカで人工知能の開発を行っている企業が自社で公開しているGPTという大規模言語モデルを基に構築した対話型のサービスでございます。インターネット上に存在しているデータを学習し、質問者からの問いに自然な対話で回答できるのが特徴で、相手や場面に即した表現で文脈を読み取って受け答えすることもでき、その用途はテキストの要約や翻訳、表計算ソフトの関数、プログラムの記述や修正、文章の添削や校正などとなっております。

そこで、行政がこの生成A I、とりわけChatGPTの利活用の方法を考えた場合、住民サービスの向上の方法の一つとして住民の皆様からの問合せに自動で応答する自動会話プログラム、いわゆるチャットボットの活用や役場内の業務効率化等を図る目的として文書の草案の作成や要約、誤字脱字のチェック、翻訳、アイデア創出などへの活用が考えられます。しかし、生成A Iは学習したデータを基に改修するという特性上、学習したデータに虚偽や倫理的な問題があった場合、回答の正確性や倫理観が失われてしまうことや質問者が要配慮個人情報など公にしてはならない情報を質問に含んでしまった場合、生成A Iがその情報を学習し、第三者に漏えいしてしまうなどのおそれがありますし、学習データや生成されたデータに関する著作権の在り方についても国際的な協議がなされているところです。とはいえ、生成A Iは正しく使えば住民サービス

の向上や業務効率化に役立つ有用な道具になり得るものと考えられます。そのためにはさきに述べました問題やその対策方法を整理し、先行して導入しているほかの自治体の事例なども参考にしながらAIを活用した行政サービスについて情報収集し、研究してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 4番、大川君。

○4番(大川勝也君) まず、1点目の「ヒグマ被害防止対策」について再質問させていただきます。

ヒグマを寄せつけないための運動を北海道のガイドラインに従っていろいろやっていたと思っていますが、例えばヒグマが出ないようにするための緩衝地帯、要は草刈りをするとか山裾をきれいにする行為なのですけれども、今町のほうで委託発注しています草刈り委託業務とか、町道なのですけれども、町道で部分的に住宅街の近いところの町道とか、あと住宅の中は住宅の人たちにやってもらうという、草刈りをやってもらうのが前提なのですけれども、町の草刈り委託業務の中でその部分に係る部分、問題個体が出ないという前提での質問なのですけれども、そういう部分は早めに、例えば6月の上旬ぐらいにその部分だけでも草刈りできるとか、そういうことは可能でしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) 町道の草刈りに関連したヒグマ対策ということですので、私のほうから答弁させていただきますけれども、まず御質問にあったとおり、緩衝帯をつくってヒグマの出没を抑制するというのには一定の効果があるということは言われておりますし、町としても認識しております。一方で、町道を中心とした町内での草刈りにつきましては通常の町道の維持管理を主として、目的として実施しております。熊の出没対策という観点からの草刈りというのは行っていないのが今の現状でございます。その中で、それでは実際町内でそういった対応する場合に町の状況を鑑みますと、当町の場合山林と人が生活する生活圏というのが広範囲に広がっております。そういう面からもいろんな地理的条件、そういったものを踏まえると恒常的に草刈りをして、ヒグマの出没を抑えるというのはなかなか現実的ではないのかなというふうな意見、考えを持っております。熊が出没した場合にはその出没箇所に実際に出向いて、何か原因があるのか、もしくは通り道だとか、そういう原因が、理由があるのかというものを分析した中でそれぞれに合った対策を行っております。これまでの経験からいきますと、ほとんどは市街地周辺で見られる熊というのは通り熊というふうな判断をしております。そうなった場合にその対応、ヒグマが市街地に出ないように対応をするということを考えますと、やはり壇上での答弁と一部重複しますが、住民自らが自らの命を守っていただくための取組、それから熊を寄せつけない取組、そういったものを行っていかねばならないと。それが一番かな、一番の対策になるのかなと現時点では考えておりますので、それは引き続き行っていきたいと考えてございますが、それ以外にやはり町民が不安に感じるだとか、草が生えていて、何か気持ちが悪いなだとか、そういった意見の下、地域から当町に対してそういった対策の要望がございましたら、必要に応じて対応を検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 4番、大川君。

○4番(大川勝也君) ヒグマ対策に対しては役場側と私と同じ認識であるということは確認できました。

それで、2番目の質問なのですが、これもまた同じ草刈りの関係なのですけれども、学校の東

静内小学校、今年度から閉校になっていますが、そこの草刈り委託業務も発注形態別で出しているということで聞いております。必要最小限でやっているということなのですが、例えば東静内小学校は山側、旧JRの線路もあるのでありますが、その辺も少しちょっと草刈りを重点的にして、緩衝帯をつくれればいいのかという質問です。保育所はないのですが、まだ老人ホームの施設とかありますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長(福島尚人君) 田口管理課長。

○管理課長(田口 寛君) 先ほど壇上のほうで必要最低限の維持管理で草刈りも年2回程度実施したいということで答弁させてもらっていますが、どちらかといいますと学校の役割が終えておりますので、学校協議活動を続けていたときにはやはり伸びたらすぐ校務補佐が実施をしておりますが、東静内小学校は備品の整理で今、備品を整理して、その後財産管理部局に正式に引継ぎをしてということになります。予算の計上は今財産管理部局のほうの予算となっておりますが、今後草刈りを2回実施するということが委託業務の発注ということになりますけれども、東静内小学校は避難場所にもなっておりますので、確かに北側のほうには山がありますので、熊に関して出ないとは言えないという状況にあります。過去の状況見ますと周辺で正式に熊が出たということはないのですが、そこら辺今後委託発注する中で、裏のほうも面積的に広い部分がございますので、その部分は検討して、熊が寄りつかない、身を隠す場所をなるべくつくらないというのも必要なのですが、それを目的とした草刈りができるのかどうかというのはちょっと今後検討していきたいなと思います。

○議長(福島尚人君) 4番、大川君。

○4番(大川勝也君) なかなか目的が違う草刈りなので、大変だと思いますが、ぜひ検討をお願いします。

3番目の生成AIに関しては、これからも頑張ってください。

これで私の再質問終わります。

○議長(福島尚人君) 暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午後 1時00分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

13番、建部君。

[13番 建部和代君登壇]

○13番(建部和代君) 通告に従いまして、一般質問を行います。

「行政のデジタル化推進事業の取組について」。行政のデジタル化推進について令和2年12月、政府はデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を決定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとしてデジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化が示されました。また、令和4年6月には重点計画が閣議決定されております。このビジョンの実現のためには、市町村の役割は重要であるとあり、まず1つ目には自ら担う行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性の向上をさせる、2つ目にはデジタル技術やAI等の活用により業務の効率化を図る、人的資産の行政サービスのさらなる向上につなげることとありました。デジタル化は

住民に自らサービスを提供し、自治体に対する手続のオンライン化の加速を進め、またデジタル化はサービスだけではなく、住民の利便性向上と行政の効率化を図るとともに、地域の諸課題の解決に大いに役立つことが期待されています。当町では、既にオンライン化で数々の住民サービス等が行われております。今後ますます住民の利便性向上と行政の効率化が求められると思います。今は、マイナンバーカードの普及でデジタル化が身近になっています。そこで、行政のデジタル化推進で住民のサービス、また住民の利便性向上等について質問をさせていただきます。

まず1つ目、マイナンバーカードの普及策ではマイナンバーポイントが開始されて、今は第2弾のポイントの申込みが2023年9月末となっていますが、そこでマイナンバーカードについてお聞きします。

まず1つ目、現時点で取得数と普及率は。これ資料請求いたしました。

2つ目、先日総務省はマイナポイント第2弾で誤って別人にポイントを付与する事例が133自治体で計173件あったと発表報道がされておりました。その後もマイナンバーカードを公的給付金の受け取り口座が本人ではなく、家族名義の口座であったり、全く他人の口座が誤登録であったり、マイナンバーカードのトラブル報道がありました。当町では、マイナンバーカード等のトラブルの問合せなどはなかったのか。

大きな2つ目、「デジタル化における町民に対する行政サービスについて」。1つ目、当町ではデジタル化で町民に対して様々な行政サービスが行われていると思いますが、どのような行政サービスが行われているのか。また、今後はどのような行政サービスを行う考えがあるのか。

3つ目、近年道内でも書かない窓口を開設する自治体が増えています。全国に先駆けて導入されている北見市では、2016年にスタートされています。この書かない窓口についてお聞きします。

1つ目、書かない窓口はどのような行政サービスなのか。

2つ目、町民の利便性、町の行政にとってどのようなメリットがあるのか。

今後当町においても行政サービス、書かない窓口を導入すべきと考えますが、町の考えは。

以上、壇上からの質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

[生活環境課長 中山雄一郎君登壇]

○生活環境課長(中山雄一郎君) 建部議員からの御質問の大きな1点目のマイナンバーカードについて及び3点目の書かない窓口について御答弁を申し上げます。

初めに、現時点でのマイナンバーカードの取得数と普及率の御質問でございますが、令和5年5月末現在での数値となりますが、総務省において公表の数字としまして、本町の取得者数は1万6,172人、普及率は75.61%となっております。参考でございますが、5月末の北海道全体の普及率は71.00%となっております。マイナポイント事業などの取得促進事業の影響もあり、昨年から急激に普及率が上昇してきているところでございます。

次に、マイナンバーカードに関する各種トラブルについてでございますが、報道等により建部議員も御存じかと思いますが、マイナンバーカードと保険証、年金情報のひもづけ誤りのほか、公金受け取り口座の登録ミス、マイナポイントの付与誤りなど様々なトラブルが発覚しており、登録ミスや入力ミス、システムの不備、不具合などが原因となっております。現在デジタル庁や各種保険者等におきまして点検や確認作業等を進めているところでございます。御質問にありました本町におけるトラブル等の問合せですが、現時点では町へ連絡があった事象などはなく、

把握しているトラブルはございません。しかしながら、今後住民の皆様から問合せがあることも想定されますので、その際には状況を確認させていただくとともに、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の書かない窓口について御答弁を申し上げます。初めに、書かない窓口の概要ですが、この行政サービスは住民の皆様様の様々なライフイベントにおいて必要となる行政手続についてデジタル技術を活用し、届出や申請書を極力書かずに、複数の窓口を回ることなく、加えて手続漏れのないワンストップでの住民窓口サービスを指しているものでございまして、北見市が全国的に注目を集め、現在多くの自治体で導入、導入検討が進められております。具体的には転入、転出や転居、婚姻などのライフイベントにおいて必要となる住民異動届や付随する申請書等を窓口支援システムを活用して、職員が窓口に来庁された住民の方からお話を伺いながらお聞きした内容を一緒に確認し、届出書類等を作成しますので、窓口に来られた住民の方にはシステムからプリントアウトされた書類の最終的な内容確認と署名のみを行っていただくこととなります。また、それぞれのライフイベントに応じて必要となる手続は、窓口支援システムが自動で判定し、必要な申請書等を同時に作成することで一か所でまとめて受付が可能となりますし、併せて手続案内書を作成することができるため、ワンストップ窓口では対応していない手続も住民の皆様が確認することができる仕組みを構築しております。これにより住民の皆様は手続の数だけ何度も記入する必要があった書類の住所や氏名を書くこともなく、また複数の窓口を回る回数も減少することになりますので、大幅に手続の負担を軽減することができますし、従来に比べて書類の記入に要する時間や窓口を移動する時間、待ち時間などが削減され、役場滞在時間の短縮にもつながることとなります。一方、行政側においては一緒に書類を作成することで書類の記入方法の説明やチェック作業等が軽減されるとともに、判断が複雑化し、経験の長い職員の対応が必要となっているいわゆる業務の属人化について、窓口支援システムを活用することにより経験年数の浅い職員でも対応できるなどのメリットが生じることとなります。議員の御質問の中にありました北見市におきましても、窓口対応を行っている職員の多くが経験年数2年から3年程度の職員と聞いております。

今メリットを申し上げましたが、このような効果を発揮するにはただ単に窓口支援システムを導入するだけでなく、窓口で処理できるもの、受付後にチェックするもの、チェック後にデータ入力をするものなど今ある行政手続一つ一つの業務フローを再度分解、整理し、書かない窓口に合わせた適切な事務処理方法に再構築する必要がありますので、しっかりとした事前の準備が重要となります。

なお、書かないワンストップでの窓口は全ての手続に対応しているものではなく、ライフイベントに関連する、件数が多く、比較的簡易で、定型的な手続を中心に対応する窓口でございまして、複雑な手続などはこれまで同様の対応が必要であり、ワンストップ化できるものは最大でも手続の8割程度と言われております。全国的にも先進地と言われる北見市におきましても、ただ単に窓口支援システムを活用しているわけではございません。北見市では10年以上前から住民目線に立った窓口業務の改善に取り組んできておりまして、証明書発行窓口の一元化や押印の廃止、手続チェックリストの作成など様々な視点から住民負担の軽減と業務の効率化を進めた後にシステム等のITツールを実装し、組織の見直しを含め、さらなるサービス向上と業務改善を行ってきております。行政サービスにおけるデジタル化は加速度的に進んできており、マイナポータル

を活用して各種手続をオンラインで行うことができるぴったりサービスや引っ越しワンストップサービスのほか、本町においても本年度中のサービス開始を予定している住民票等のコンビニ交付など役場に来庁しなくてもマイナンバーカードを利用して行政手続が行える仕組みやサービスが構築されてきていることから、来庁される住民の方は今後減少傾向で推移していくと見込まれますが、一定数の方はやはり来庁されると考えております。来庁された方の手続を簡素化していくことやワンストップで対応することは、住民サービス向上の観点から極めて重要であると認識しておりますので、本町におきましても積極的に導入に向けた取組を進めていく必要があるものと考えております。導入に当たっては、本町が目指す窓口サービスの姿を明確にするとともに、各課が一丸となりサービス向上への取組と業務の改善を行うことが大前提になりますので、内部でのしっかりとした意思統一についても進めていく必要があると認識しております。社会福祉施策など多くの行政手続が増え続ける現在の状況の中では、これまでのように職員一人一人のマンパワーで各種事務事業に対応していくことは厳しい状況となってきました。住民負担の軽減と業務の効率化を推し進めるためしっかりとしたビジョンを持ち、デジタル技術を活用しながらスピード感を持って書かないワンストップ窓口のサービス提供に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤総務課長。

[総務課長 佐藤礼二君登壇]

○総務課長(佐藤礼二君) 建部議員からの御質問の大きな2点目の「デジタル化における町民に対する行政サービスについて」御答弁いたします。

まず、行政サービスのデジタル化について、建部議員の御質問の中でも触れられておりましたが、改めまして直近の経緯を御説明させていただきますと、令和2年に日本においても新型コロナウイルス感染症の感染が確認され、全国への感染拡大による経済的影響への緊急経済対策として実施されました特別定額給付金の給付に際しましては、全国の複数の自治体においてオンライン申請でのトラブルが発生したことは記憶に新しいことと思います。こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、新たな日常の原動力として制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められるとされ、国においては令和2年12月に自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画が策定され、また同時に閣議決定されましたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が示され、この方針の実現のためには住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自治体のデジタルトランスフォーメーションを推進する意義は大きいとされております。自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画では、自治体においてまずは自らが担う行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められるとされております。さらに、令和3年5月には「デジタル社会形成基本法」、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を含めたデジタル改革関連法案が成立、公布され、「デジタル社会形成基本法」においては国全体のデジタル化の推進の司令塔としてデジタル庁の設置が規定されたほか、地方公共団体は基本理念にのっとりデジタル社会の形成に関し国との適切な役割を踏まえ、その地方自治体の区域の特性を生かした自律的な施策を策定し、及び実施する責務を有することとされたところでございます。このように昨今国では自治体のデジ

タルトランスフォーメーションを推進するためデジタル関連の法律の制定や計画の策定等が行われており、新型コロナウイルス感染症の流行もあり、社会全体でデジタル化を加速させる機運が非常に高まっていると考えております。

本町の行政サービスにおきましては、ツイッターやフェイスブックなどのSNSを活用した情報発信や図書館の予約システムなど従前から取り組んでおりましたが、こういった流れを受けまして、コロナ禍において活用が急速に進みましたウェブ会議システムの環境構築、窓口における手数料や町立病院での医療費の支払いにおけるキャッシュレス決済の導入、町公式ホームページの更新に併せましてホームページ上から施設の予約を可能とするシステムを導入するなど、住民の利便性向上に向けて努めているところでございます。

また、マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化も進めておりまして、全国的な取組ではございますが、本年2月からは転出、転入に係る手続がマイナポータル上から行えるようになっておりますし、3月には4月に実施されました北海道知事選挙における不在者投票に係る投票用紙の請求についてもマイナポータルからオンラインで手続を可能としてございます。その後も児童手当関連の手続や妊娠の届出などオンラインでの手続が可能となっており、オンラインで行える行政手続については今後も拡充してまいりたいと考えております。なお、マイナポータルを活用したオンライン手続におきましては、御本人であることの確認としてマイナンバーカードを用いた認証が必要となることから、本町においては、先ほど御答弁申し上げたとおり、現時点でのマイナンバーカード交付率は75%程度となっておりますが、限りなく100%に近づけていけるよう今後も普及促進を進めてまいりたいと考えております。

今後の取組といたしまして、今年度は国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用しまして、住民票及び印鑑登録証をコンビニエンスストア等に設置しておりますキオスク端末で発行することが可能なコンビニ交付システムの導入に係る経費を当初予算に計上させていただいております。本年度内の運用開始に向け進めてまいりたいと考えており、本システム導入後は役場が閉庁している時間であっても全国のコンビニエンスストア等で証明書の発行が可能となることから、日中お仕事などなかなか窓口に来ていただくことが難しい方におかれましては簡単に証明書の発行を受けることが可能となり、住民の方々に喜んでいただけるサービスであると考えております。こちらオンライン手続同様証明書の発行に当たってはマイナンバーカードによる本人確認が必要となりますことから、先ほども申し上げたように、マイナンバーカードをまだお持ちでない方へは引き続き周知をさせていただき、カードの取得率向上を図ってまいりたいと考えております。また、本定例会の補正予算で計上させていただいております出産子育て支援事業の伴走型相談支援システム導入委託料では、ラインアプリを活用した情報配信や各種申請受付等の整備を考えており、出産、子育てに係る情報発信はもちろんですが、その他様々な業務での活用も併せて検討しており、住民の皆様にも利便性を実感していただけるような構築を進めてまいりたいと考えております。

これら行政サービスのデジタル化を進めるため、本年4月には総務部総務課内にデジタル推進係を新設し、デジタル化へ向けた全庁的な取組として進めるための組織整備も行っておりますが、いずれのサービスもデジタル化をすることが目的ではなく、デジタル技術を活用することで住民の皆様にとっても利便性が向上され、我々職員においても事務の効率化につながることを目的であり、行政全体の効率化に向けてデジタル化はあくまでも手段の一つであることを念頭に進めて

まいりたいと考えておりますし、こういったサービスの恩恵を享受できない方へのサポートも重要な要素であることから、そのような住民の方々にも御利用いただけるような方策も併せて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 一通り御答弁いただきました。それで、再質問をさせていただきます。

まず、マイナンバーカードについて資料頂きまして、そこで1点質問させていただきたいのですけれども、この資料、要するに取得数、また保有率、このことについて出ているのですけれども、町としての何か分析がありましたら、このようなことで何かありましたらお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 分析ですね。壇上でも少しお話ししましたが、ここ1年で40%ほど交付率が伸びてまいりました。議員もおっしゃられるように、マイナポイント等の事業、総務省、デジタル庁、かなり積極的に打ってきたこともありまして、急激に伸びていったということで、そののびずみではないかということ今報道等でもいろいろ出ておりますが、うちの町としましては75%ぐらいまでできています。残りでもまだ25%ぐらい、それと以前に静内地区と三石地区というところも分析をしましたが、少し三石地区のほうが全体の取得率、保有率は低かったというところもありますので、市街地以外の部分へも少し積極的に行くですとか、そういうことでさらに引上げを行っていく、取得者を増やしていくというところを今分析して、ちょっと今後考えているところではございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 保有率、こんなに高いと思わなかったものですから、すごく皆さん頑張っているいろいろアピールしたりだとか大変な作業しながらここまできたのだなという思いで、全道的から見ても結構高い数字でないかなと思っておりますけれども、とにかく一人でも多くの方にマイナンバーカードを取得していただければと私も思っているのですけれども、今私も壇上で質問させていただきました。今現在いろいろ問題になっている部分が多々あるのですけれども、トラブルは今町としては全く把握していないという話を聞かせていただいているのですけれども、トラブルの確認というのはあくまでも本人のマイナンバーカードでなかったら分からないというお話を報道で聞かせていただいているのですけれども、そういうこと、何か使ったときに分かるということになると思うのですけれども、10歳から19歳が80%というのは親が持っていたりとかというパターンが結構多いのだと思うのですけれども、そういう部分では本人でなくて御両親の取得に、口座に入るとかということが結構多いという部分についてはやっぱりしっかりと確認しなければいけないのですけれども、本人でなければ分からないということなので、町としてはそういう取得された方々に対してもう一度きちんとした形で町民に知らせるということって必要かなと私思うのですけれども、その辺の考えというのはあるかどうかちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 議員おっしゃられたとおり、マイナンバーカードと暗証番号がなければこの部分の確認というのはできませんので、行政では確認をすることはもちろんできない状況でございます。窓口のほうに問合せがあれば確認方法の御連絡、お伝えもできますし、今も庁舎の1階のロビーのほう御覧になられているかと思いますが、マイナポイントの専用ブー

スも設けておりますので、ここでの相談も当然受けている状況でございます。まだ報道でも少し広がりが見せているようなニュースもございましたので、今後広報ですとかSNSも使いながら御確認してくださいですとか、御不安があればお問い合わせくださいねというものは出していきたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 携帯を使いながらいろいろやるというのもすごく若い人にとっては助かるのですけれども、年配の方ってなかなかそういうのって見ない方も結構いらっしゃるのです。でも、例えば60代、70代、50代の方もなのですけれども、結構七十何%も皆さん取得されていますので、保有されていますので、できれば町広報などにもちょっと一筆書いて、こういう方についてはこうなのだというを書いて、ぜひ周知していただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 今後の広報で少し分かりやすく記事掲載していきたいと思えます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) では、次のほうに移りたいのですけれども、デジタル化における町民に対する行政サービス、デジタル化、本当に若い人はどんどん自分でやるのですけれども、スマートフォンにしてもなかなか自分で使用できない方ってやっぱりいらっしゃると思うのですけれども、そういう場合、町民の方多いのですけれども、何かそういう方に対する対応、例えば高齢者のいるところ行って説明するだとか、そういう対応というのは取ったことはあるのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤礼二君) 総務課のほうではないのですけれども、昨年あたりから生涯学習課のほうにおいて高齢者の方に向けてですとか一般の方に向けたスマホ教室などの開催もしていただいておりますので、そういう場面も利用しながらこういうシステム、デジタル化が進んだ部分を併せて説明していくような場面も今後設けていけたらなと考えているところです。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 細かいのですけれども、昨年は何回ぐらいそういう出張して、出前講座というのですか、そういうのをされたりとかされているのか、ちょっと把握していれば教えてください。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤礼二君) 高齢者講座ということで、昨年は1回開催しているということで聞いております。出前講座まではちょっと至っていないという状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 例えば自治会のほうに声をかけるだとか、様々なそういうサークルでも構わないと思うのですけれども、さらに皆さんができるように、分かるように、使用できるようにぜひ進めていただきたいと思えます。

それと次、先ほど御答弁の中に行政サービスのこといろいろいっぱい話していただきました。子どものことだとかコンビニだとかいろんな話ししていただいたのですけれども、町の行政サービスの数というのは今どれぐらい実際あるかということは今押さえているのかなと思うのですけ

れども。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤礼二君) 数となりますと、各課で実施している部分もあるものですから、全体的なものに関してはこの場でははっきりとちよっとお答えすることができない状況です。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 大変たくさんその都度、その都度いろんな形でデジタル化になったという話私もすごく聞くのですけれども、実際どれぐらいあって、どうなのかなというのは正直言って分からないのですけれども、できればそういうのって一度立ち止まって、これだけのデジタル化が今町では行われているのだということというのは町民にお知らせするという形には例えばならないのかなと思うのですけれども、どうでしょうか、その考えは。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤礼二君) まさに今デジタル化、先ほど言いましたように、今年度取り組むべき予定のものなんかもございます。そんな中で一旦整理がつかましたらこういうサービスを開始しております、できることになりましたということで当然広報でしたり、ホームページ、それも先ほど言いましたそういう講座なんかも含めて利用法、活用方法を幅広く周知して、住民の方が気軽に利用できるような形で整えていけたらなどは考えているところです。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) では次に、書かない窓口のほうにいきたいのですけれども、3点目なのですけれども、先ほど北見市のお話、確かに10年かかって北見市は、北見市ですよ、デジタル化をやったということでさっき私もお話ししたのですけれども、本当にこの10年間で7,000万円ぐらいの予算を投じて、お金を投じて行ったというお話が出ておりました。それで、それでもメリットというのはそれ以上にあったというお話を聞いております。それで、それを基本にして、鹿児島島の長島町というのは人口8,000人ぐらいなのですけれども、そこでも今回北見市の導入したデジタルの仕組みで導入して、書かない窓口を開いたと。それで、本当に簡単で、時短で、要するに時間が短くて、全町民に恩恵があるシステムだったと語っておりました。事業費は2,500万円で、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用したと。そして、戸籍や納税関係などの約50種類の申請で記入が不要になったというお話を聞かせていただいております。今後も福祉や介護分野でも運用していきたいというお話がありました。それで、当町として書かないワンストップ窓口を運用するとすると、申請の記入不要になるといのは何種類ぐらいあるか、今のところまだそういうことはされていないのかどうかちよっと確認。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 現時点で正式にこれを導入するということには至っておりませんので、何種類という部分につきましても今後になるかと思えます。北見市ですと200種類とか300とかという数になってきておりますが、これも初めからこれだけやっていたわけではございません。少しずつ拡充を図っておりますので、スモールスタートを切って、少しずつこの業務もできるねというのを内部で協議しながらという形になってくるかと考えております。つい先般北見市と同じ窓口支援システムを入れました静岡県の浜松市、相当数の人口がおりまして、行政手続きできるところが五十数か所あるということで、ここは一番小さなスタートで、証明書の交付だけこのシステムを活用して、住民票取得のときに書いていただいたりとか、この部分にこのシス

テムを導入し、23日から住民異動届等にも広げていくという形で、順次拡充をしていくということで、つい先日お話をちょっと聞きましたので、うちが導入するとしましてもどこまでいけるかわかりませんが、極力ここの広く対応できればそれだけ住民の皆様にもメリットが出てくるのかなと思いますので、生活環境課だけでなく、ほかの課との手続も相当数ございますので、内部、先ほど言いましたように、分解して、再構築しながらできるものからということで、少しずつ増えていけばいいのかなという形で、導入に向けてこれから協議していきたいなと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 本当に町民の利便性向上、書類記入しなくてもいい、窓口で移動する時間も要らない、待ち時間も少なく、役場にいる時間も短縮されるという、書かない窓口というのはすごく大きな町民にとってもメリットがあるのですけれども、行政側にとっても職員が本当に負担が軽減されるというお話も聞いて、すごいなと。要するに窓口の後ろのほうにいるバックヤードの人方の仕事も随分変わっていくということは、本当に町の行政の配置だとかもすごく大きく変わってくるのかなと窓口については感じております。そこで、要するに役場に滞在する時間が短縮されるというのは具体的に何分ぐらいとかという、うちの町はやっていませんから、あれなのですけれども、やっているところは結構5分とか10分とか20分とかというお話ちょっと目にするのですけれども、どれぐらいなのかなと思うのですけれども、そういう部分の掌握というのはされて……これからだと思うのですけれども、実際やった段階でのことだと思うのですけれども。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 来られるお客様の手続によって短縮される時間も相当変わってくると思いますので、一律に例えば皆さんの手続が5分短くなりますとか10分短くなりますと決まったものというのはないのですけれども、北見市のほうの頂いた資料等を見ますと、例えば住民の異動届等であれば6分ぐらいかかっていたものが3分半から4分ぐらいになったりとかという、一例でございます。世帯4人であれば7分ぐらいかかっていたのが同じように3分、4分ぐらいという形で書かれておりますが、住民異動届だけを抜き出しておりますので、その後に児童手当の手続があったり、国民健康保険の手続があったり、またお子様がいらっしゃれば乳児医療費の助成の手続等もございますので、一概には何とも言えませんが、当然全体の時間としては削減していけるのではないかなと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 先ほど答弁では本当にしっかりと取り組んでいきたいというお話ししていただいているのですけれども、この書かないワンストップ、デジタルサービスなのですけれども、全体的には令和7年ぐらいを国としては目指していくというスケジュール、これは予定なのだと思うのですけれども、この辺に向けて、全てではないのですけれども、大体その辺を目指してうちの町も動いていきたいという方向性なのか、その辺というのはまだまだこれからなのか、ちょっとその辺も含めてもし分かればと思っていたのですけれども。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 窓口、書かないワンストップにつきましては、可能な限りスピード感を持ってということで協議を進めたいと考えております。総務課長のほうからも答弁あり

ましたが、各種基幹システム、住民票ですとか戸籍と、ここの標準化、全国のシステム、同じ仕組みでというものが令和8年度までにということまで来ておりますし、これを補完するサーバーについてもガバメントクラウドという国のほうのサーバーに全自治体が基本的なシステムについては乗っかるということも進められておりますが、ここが令和8年にはなってくるだろうと思われ
ます。ここと後先という部分も問題は出てきますけれども、窓口としましてはこの標準化は当然や
っていかねばなりません、窓口改革というものも同じように進めていきたいと思
いますので、年度的にはできるものは一つでも早い段階から導入していきたいというこ
とで、明確に何年度までということではなくて、一つ一つ早い段階からと考えて
おります。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤礼二君) 今中山課長のほうから答弁いただいたのですけれども、さっき触れられて
おりました標準化システムの部分、ガバメントクラウド、国が用意している大きなクラウドに
接続して、全体では20なのですけれども、町としては18の業務を標準化の様式を進めていく
というもの、これが令和7年度末、令和8年3月31日までに標準化をなさいという国の法律、そ
ういう中でこの間であれば国のほうの補助金も適用されますよということなので、標準化に関し
ましては令和7年度末を目指して事務を進めるということで対応しているところです。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) このデジタル化って年配の方についてはちょっとなかなか大変だなという
部分も、私も年配の一人なのですけれども、思うのですけれども、社会も生活も大きく変わる部
分ってあるのかなとすごく感じます。今、年度、令和8年、令和7年末ぐらいまでにというお話
ですので、本当に……

[何事か言う人あり]

○13番(建部和代君) 質問。意見。そうしたら、それが最後の質問にしたいと思
いますので……

○議長(福嶋尚人君) いや、続けていいですよ。

○13番(建部和代君) いや、いいです、そういうようなお話ですので。そ
したら、ぜひ楽しみにしたいと思いますので、よろしく願
いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 2時00分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

15番、北道君。

[15番 北道健一君登壇]

○15番(北道健一君) 通告に従い、一般質問をさせていただきます。質問は2点ござ
います。

質問事項の1つ目ですが、「町有財産の休止施設等について」でございます。町有財産で長
期間利用されていない大型休止建物施設の解体並びに事業休止中の土地利用計画等、次の3
点について町の考えを伺います。

1点目は、青柳町にある女性センター・みらいは長期間使用されておらず、建物も老朽
化しております。施設の解体と跡地利用についてどのように考えているのか伺います。

2点目は、旧三石第二中学校跡地は36ホールのパークゴルフ場を設置する計画で、隣接する土地を取得し、施設管理センターの建物まで建設しましたが、その後計画が中断されております。事業中断によるこの土地の現状と今後の利用計画についてどのように考えているか伺います。

3点目は、本桐にある旧営林署苗畑跡地の現状と今後の利用計画について町の考えを伺います。

次に、質問事項の2点目は、旧営林署跡地の（仮称）桜と梅公園についてでございます。静内花園地区にある町有地の旧営林署苗畑跡地については、平成25年から平成29年にかけて公園事業で（仮称）桜梅の公園の整備事業を実施しましたが、公園事業計画後の現在の状況と今後桜と梅公園をどのように管理し、土地等を有効利用していく計画なのか、町の考えを伺います。

なお、（仮称）桜と梅公園整備事業後の現状図を資料請求いたします。

以上で壇上からの質問を終わります。答弁をよろしく申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) 山口生涯学習課長。

〔生涯学習課長 山口理絵君登壇〕

○生涯学習課長(山口理絵君) 北海道議員御質問の1点目、「町所有財産の休止施設等について」の1つ目、女性センター・みらいの利用について御答弁申し上げます。

新ひだか町女性センター・みらいは、女性の文化及び教養の向上を図るため昭和55年に日高地方婦人会館として設置された施設でございまして、平成14年に議会や女性団体、北海道などの意見を踏まえ、現在の女性センター・みらいの名称に変更しております。これまで女性の学習活動や研修の場の拠点としての利用だけではなく、サークル活動や冠婚葬祭の会場としても多くの方々に利用されてまいりました。平成15年に発生した十勝沖地震により静内山手町に設置されておりました図書館の使用が不能となったことから、同年より女性センター・みらいの大会議室を仮設図書館として利用してまいりました。平成27年には新たな図書館が設置され、移転をしましたが、大会議室を原状回復するには施設の老朽化が著しいことと人口減少やほかの施設の利用により女性センター・みらいの利用者が減少したことなどから、将来的な廃止の方針を取りまとめ、運営の縮小を図ってきたところでございます。また、同時期に策定された新ひだか町公共施設等総合管理計画に基づき、担当課において近隣自治会と女性センター・みらいなどの利用について協議を重ねまして、平成30年6月より休館をしております。今年で休館から5年が経過しようとしておりますが、教育委員会といたしましてはほかの公共施設が代替施設として機能しているため、この間に大きな支障が出ていないこと、仮に再度開館するとした場合、耐震基準を満たしていない施設であることから、耐震化工事を含めた費用が多額になるものと見込まれますことなどから、現状女性センター・みらいを開館する環境にはないものと考えておりまして、本年度中に関係団体や議会、教育委員の御意見をいただき、社会教育施設としては廃止とする方向で協議を進めようと考えております。なお、設置条例や財産処分に係ることにつきましては、関係部署と協議を進めながら改めて議会へ御相談させていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

〔農政課長 及川敦司君登壇〕

○農政課長(及川敦司君) 北海道議員からの御質問の「町所有財産の休止施設等について」の2点目、「旧三石第二中学校跡地の現状と今後の利用計画について」と3点目の「本桐の旧営林署苗畑跡

地の現状と今後の利活用計画について」御答弁申し上げます。

最初に、旧三石第二中学校跡地の現状等についてであります。旧三石第二中学校跡地は平成13年度から平成17年度までに実施された道営中山間地域総合整備事業を活用し、都市住民と地域住民の交流を目的とした施設としてパークゴルフ場の整備を進めましたが、合併後の危機的な財政状況から歳出の抑制を図ることとして、平成19年度から5年間パークゴルフ場建設事業を休止したところであります。その間平成21年5月にみついし農業協同組合から新規就農者及び農業後継者対策に加え、地域の重点振興作目である花きを中心とした施設園芸作物のなご一層の産地形成を目指すためハウス団地整備が要望されました。また、本桐地区まちづくり懇談会や本桐連合自治会からも農業生産施設への変更が重要とした意見も出され、こうした要望や意見を踏まえ、交流施設から農業生産施設として見直しを行うこととし、パークゴルフ場整備からハウス団地整備へ計画を変更するべく国及び北海道と協議を重ねた結果、平成26年2月に計画の変更が認められました。その後、花き生産に係る地域課題解消などをテーマにみついし農業協同組合や花き振興会等との協議を進めてきたところであります。昨今の急激な農業情勢の変化や町財政状況等により施設整備は難しい状況にあると判断し、現在は草地として経費をかけない手法で管理しているところであります。今後の利用計画につきましては、基本的には現状を維持していかなければならないものと考えております。

次に、3点目の「本桐の旧営林署苗畑跡地の現状と今後の利活用計画について」であります。御質問の本桐地区の旧営林署苗畑跡地につきましては、旧三石町が平成3年12月に国有林野の買受け申請を行い、平成4年2月に北海道営林局から約8.6ヘクタールの土地を購入したものでございます。現在は管理費用を抑制するために採草地として利用しておりますが、刈り取った牧草につきましては管理いただいている近隣農家さんと牧草の売買契約を結び、家畜飼料として販売しております。このため、現状におきましては家畜飼料として農家さんから必要とされている土地であることから、現時点では引き続き採草地として有効利用を図りつつ適切な管理をしてみたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

[建設課長 野垣尚久君登壇]

○建設課長(野垣尚久君) 北道議員からの御質問の2点目、「旧営林署跡地の(仮称)桜と梅の公園について」御答弁申し上げます。

静内花園地区の旧営林署苗畑跡地の利用計画につきましては、各種団体などから種々要望を受けていたことから、平成24年に役場内において検討委員会を設け、全体面積11.9ヘクタールの利活用の方法について検討を始め、土壌調査や埋蔵文化財包蔵地内の試掘調査を実施するとともに、有識者から意見を聞きながら用途に応じたエリア分けを行っておりますが、その一部を要望がありました公園にエリア設定したものであります。この際の土壌調査の分析結果から苗木を現地の気候風土になじませながら植栽を実施する必要があるとの判断に至ったものであります。平成26年から試作苗畑の整備を行い、日本花の会などから桜と梅の苗木を調達し、試験植栽を行いながら育成しているところでございます。平成27年には防風林が倒木の危険性が高くなったことから、安全確保のため伐木と除根を行っており、その場所を利用して現地の土壌において活着可能であるのかを確認するために試験植栽を行っております。また、しずないさくらの会の御協力をいただきながら苗木の経過観察や移植、草刈りなどの維持管理を実施しているところでございます。

せて作業用道路の整備を徐々に進めており、令和3年12月22日にマシタタツオ氏から事業資金として寄附をいただいたこともあり、令和4年度に静内霊園まで接道して、作業用道路を完成しております。

北道議員から資料請求により配付しております資料につきましては、エリアの見直しを行った平成27年2月に各常任委員会で説明した資料の一部になりますが、現在公園エリア2.83ヘクタールの中にあります試作苗畑帯に桜45本、梅7本を保有しており、防風林除去後の場所に桜16本、梅5本の試験植栽を行っております。また、道路駐車場エリア1.2ヘクタールの中には作業用道路を整備しておりますが、その両側に桜38本の試験植栽を行っており、今年度中にしずないさくらの会の御協力をいただきまして、試作苗畑から作業用道路沿いに桜20本の移植を予定しており、これで試験植栽として移植作業は一旦完了する見込みとなっております。今後は、現在保有している桜99本と梅12本を無駄にすることはできませんので、草刈りなどの維持管理を行いながら育成し、ほかの公園施設などにおいて補植が必要になった場合のストックとして役立てていきたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 壇上から答弁をいただきましたが、何点か再質問をさせていただきます。

初めに、質問事項の1つ目の「町有財産の休止施設等について」の再質問の1つ目、女性センター・みらいの関係についてですが、壇上の答弁で昭和55年に日高地方婦人会館として施設が設置され、平成27年までは仮図書館等として利用されていたのですが、その後運営を縮小して、平成30年6月より休館し、5年が経過しているということでございます。社会教育施設としては廃止する方向で協議している答弁ですが、建築から42年以上経過しており、耐震基準も満たしていないのなら、社会教育施設としてもっと早く用途廃止すべきでなかったのか、今年になってから廃止協議が始まったのかを聞きたいと思えます。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢教育部長。

○教育部長(藤沢克彦君) 実は女性センター・みらいについては、これまで、平成30年から休館という、自治会のほうにも相談させていただきながら休館とさせていただいておりました。ただ、この5年が長いのか短いのかというところは議論のあるところでございますけれども、昨年実は町長、副町長、教育長を含めた庁議のメンバーで公共施設のチェックといたしますか、見回りをし、女性センター・みらいが今後使えるのかどうなのかというところをほかのものにも利用できないかというところで視察をしてみました。その中でやはり耐震化の事業費が相当な額になるということもあり、このまま廃止せざるを得ないなというような御意見が多かったので、今年になりまして廃止に向けた協議を関係団体等とさせていただきたく、今検討中という状況でございますので、そこは御理解いただきたいなと思えます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) その経過は分かりましたけれども、現状の女性センターは花壇の雑草とか樹木も繁茂しております。休館中の施設管理は、どのようにしていたのかを聞きたいと思えます。

○議長(福嶋尚人君) 山口生涯学習課長。

○生涯学習課長(山口理絵君) こちらの施設管理ですが、生涯学習課の所管施設でございますので、職員が草刈りに出向いておりますし、また伸びた樹木の枝葉も切り払うという作業も職員が

しております。

○議長(福島尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 一応閉鎖は、施設はもう使わないような方向にいつているということなのですが、現在施設の入り口は開放されたままですよ。あれやっぱりもう使っていないのなら止めをつけるとか自由に入れないようにするとか、安全管理上に今後していく、そういう施設をするつもりはあるのでしょうか。

○議長(福島尚人君) 山口生涯学習課長。

○生涯学習課長(山口理絵君) おっしゃるとおり、今止めたものはございませんが、私どもも施設に物をまだ置いている状況でして、常に出入りしているという形ですので、それでも一般の方が入って危険なことはないように配慮してまいりたいと思います。

○議長(福島尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 女性センターは警察から病院行く通りの道路に面しているものですから、施設は使っていないよなということで目立つのです。生涯学習課としては廃止の方向で進めるということなのですが、廃止後の管理はどこの課が担当して、どのように施設を処分していくのか、分かりましたらお願いしたいと思います。

○議長(福島尚人君) 藤沢教育部長。

○教育部長(藤沢克彦君) 現在まだ休館中ですが、社会教育施設ですので、今は教育委員会が管理することとなりますが、廃止になった場合、通常ですと普通財産に移管替えをしますもので、町長部局のほうの管理になるのかなと思っております。その場合、基本的には契約管財課となりますが、今後の維持につきましては町長部局とよく協議をして、今言われた草刈りだとか、そういうところもきちんと対応できるような形で維持していきたいと考えてございます。

○議長(福島尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 現状で使われていないし、一部改修もできないし、使用も不可能というような施設だと聞きましたので、現状のままでそのままずっと置くのではなくて、やっぱり取り壊すなり、更地にするなりして売却するなり、今後考えていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。次に、第二中学校の跡地についての再質問でございます。壇上答弁で平成26年に交流施設から農業生産施設への変更が認められたということでございますけれども、変更認められたのですが、事業を中止しているのですが、補助金を返還することはないのかどうかを聞きたいと思います。

○議長(福島尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 当該施設につきましては、平成26年2月に国と北海道から土地改良財産の処分と農業生産施設における用途変更の承認を受けてございます。その中で用地整備と附帯工に係る部分につきましては、既に処分制限期間を経過しておりますので、補助金の返還は生じないものと考えております。ただ、管理棟に係る部分につきましては、現在も処分制限期間内でございますので、農業生産施設以外の用途に利用した場合には補助金返還が生じるものと捉えております。

○議長(福島尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 管理施設はまだ耐用年数あるから返還対象だよということは理解できるのですが、事業を変更するといふときから何年経過したのですか。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) パークゴルフ場から農業生産施設への変更が平成26年2月ということでございますので、約10年が経過しようとしているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) その変更は、いつまでその状態で延ばすことが可能なのですか。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 変更した計画の実施期間の制約というようなことでございますが、現在におきましては完成時期等の時限的制約というものはございません。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 現状のまま変更計画を続けていけるということですが、事業休止中は牧草刈りをして、当面和牛センターの飼料ということで過去は利用されていたのですが、今は年2回刈り倒しのまま、そのまま置いてあるということですが、牧草の有効活用ができないかを聞きたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 当該土地として施工した表土の飛散防止対策といたしまして、平成19年度に牧草を播種いたしまして、その翌年度より年2回の牧草を収穫してございます。議員おっしゃったように、平成26年度までは和牛センターの飼料として利用していたのですが、これまで草地更新ですとか肥培管理も十分に行っておりませんでしたので、現在は牧草の品質低下ですとか収量の減少が生じておりまして、平成27年度以降におきましては年2回の刈り取りのみの管理を行うこととしてございます。こういった状況から採草地としての有効活用をしていくにはやはり栄養価の高い牧草、こういったものが求められるということで、草地更新が今後必要になるのかなと考えてございます。ただ、草地更新を行うには高額な経費を要するというので、現時点におきましてはなかなか難しいのかなというようなことで考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 私としては、せっかく広い土地があるのにそのまま刈り倒しで投げるとするのはどうも不自然で、パークゴルフ場でなく、将来的には農業施設でも何でもという事業計画が一応変更は認められるということなのですが、パークゴルフ場にすることがために起伏をつくったままになっているのです。将来農業施設にするにしても早く起伏修正を終えて、有効に活用したらいいのではないかなと思うのですが、その辺はどうですか。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 起伏の修正の関係でございますけれども、やはり起伏を修正するには多額の事業費を要するというので、また起伏修正後には再度表土の飛散防止のための対策を講じなければならないということもございます。そこで、当該地の利用計画が確定して、事業に着手する際に併せてそこら辺の整備をしまいたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) あと、管理センターが建ってから、新築されたのですけれども、一回も使われていないのです。そのまんまなのです。これ何とか地域とかで有効利用してもらおう方法ってないのですか。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 確かに管理棟につきましては、まだ利用はされておられません。この施設につきましては、パークゴルフ場の管理等として平成17年に建設しております。基本的には受付等の事務、利用者用のトイレ、そして管理に必要な資機材を保管する倉庫スペースとして木造平家建てというような施設でございます。このため、管理棟として整備したものでありますので、施設規模が狭く、狭隘というような状況でございますので、現時点におきましては単独で他の用途に利用するというものは難しいのかなと考えているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 有効活用は難しいということですが、基本的には現状維持をするということですが、やはり今後これらの土地なりを有効に活用する計画を早急に進めるべきだと思うのですが、その辺はどう考えていますか。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 壇上でも述べましたけれども、当該地、パークゴルフ場から農業生産施設への用途変更が承認されたものでありますけれども、昨今の農業情勢ですとか財政状況、さらには農業協同組合や生産者を取り巻く環境も要望のあった当時とは大きく変わっているというようなことから、今の時点では現計画に沿った事業実施は難しいものと考えてございます。そういったことから、基本的には現状維持をしていくということを考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 現状維持で当面様子を見るということは分かるのです。僕としては、現状のままでも牧草の利用がある人、希望者がいれば無料でもいいから、きちんと草を刈って、処分して、持っていってもらおうという有効活用に少し目を向けてほしいなのを希望します。

それでは次に、本桐にある旧営林署苗畑跡地の現状についての再質問します。草地として近隣の人と牧草の販売契約を結んでいるということに理解したのですが、管理者、管理してもらう人とどのような契約を行っているのかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 管理している農家さんとは牧草の売買契約を結びまして、管理をしていただいているという状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 売買契約をしているということですが、委託の内容は、簡単に、料金とかが分かりましたらお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 牧草の売買契約の内容についてでございますけれども、牧草の収穫に必要な草地の管理ですとか牧草の肥培管理、あと収穫、運搬作業の全てを管理者が行うというような内容となっております。そして、契約期間につきましては4月1日から12月20日までいたしまして、あと牧草の販売、売買代金につきましては年間10万円というような契約で行っているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 分かりました。

それでは、最後の質問のほうに移りたいと思います。質問の最後の営林署跡地の(仮称)桜と梅の公園についての再質問です。資料頂きまして、試験苗畑の場所等も確認できました。ありが

とうございました。桜99本、梅12本を植栽して、さらに今年しずないさくらの会の協力で20本を道路沿いに移植を予定して、試験植栽は完了することが分かりますが、これで桜梅公園の目的は達成できているのでしょうかを聞きたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 公園整備の目的としては、二十間道路桜並木の知名度の向上に従いまして多くの観光客が集まるようになり、地域経済としては喜ばしいことではありますが、反面町民が桜を気軽に楽しむことができる場所を失ったことに憂慮しまして、新たな空間を整備する必要があるものとして計画したものでございます。平成25年に実施した土壌調査の結果では、樹木の植生に不適当な土壌が多いことが確認されておりますが、試験植栽を始めてから9年が経過して、樹高が3メートルを超えるものもあり、今年も開花を確認している状況であります。また、今年4月20日には桜守りで有名な浅利先生に現地を見ていただいておまして、桜の生育や管理が良好な状況であることを確認していただいておりますが、まだまだ町民の皆さんの観賞用として広く御紹介できる状況にありませんので、今後も試験植栽した桜と梅の経過観察を続けて、時間をかけて大切に育てていきたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 試験植栽した桜と梅についてはまだ町民の皆さんには紹介できないので、経過観察を続けていくということですが、今後さらに整備費用をかけて桜梅公園以外の活用計画がこの土地にあるのかどうかを聞きたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 試験植栽や管理はしずないさくらの会の御協力をいただいておりますし、作業用道路の整備につきましても町民の方の寄附やほかの工事の残土を利用するなど町の負担を最小限に抑えた方法で進めているところでありますが、現在ほかに活用計画もありませんので、これまで同様しずないさくらの会の御協力をいただきながら維持管理を続けていく考えでありますので、御理解をお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 活用計画はなく、これまで同様維持管理するという答弁で理解しました。

最後の私の質問になりますが、私の一般質問全体のことになりますが、各課で利用を休止している町施設等があります。この町の所有する土地、建物等に関する管理計画はどのように整理されているのかお聞きして、終わりたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 北道君、今質問されたのは今回質問したことについての質問なの。通告内で質問していただきたいのですけれども。

15番、北道君。

○15番(北道健一君) 実は各施設で休止しているのが、過去からの私の質問でもそうだけれども、公営住宅であろうがどこであろうが部門でだかえていて、休んでいます、休んでいますというけれども、それを町として一生懸命やっぱりそういうのはどこかに集約して、早くきちっとどうしていくのだという方向性を決めるべきだと思ったものですから、こういう質問をした中で町としてはこういう各課で持っているものをどうやって集約していくのだということを最後に聞きたい……

○議長(福嶋尚人君) 北道君の考え分かりますけれども、通告外ですので、これについては……

〔何事か言う人あり〕

- 議長(福島尚人君) よろしいですか、北道君。
 - 15番(北道健一君) 分かりました。次回の質問にいたします。
- 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
-

◎延会の議決

- 議長(福島尚人君) お諮りいたします。
- 本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。
- よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。
-

◎延会の宣告

- 議長(福島尚人君) 本日はこれで延会いたします。
- どうも御苦労さまでした。

(午後 2時37分)